

平成 20 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 文 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
代 表 監 査 委 員	佐 藤 正 行	総 務 部 長	佐 藤 好 文
市 民 部 長	齋 藤 隆 一	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	伊 藤 賢 二	建 設 部 長	佐々木 秀 明
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄
消 防 長	中 津 博 行	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
財 政 課 長	佐 藤 家 一	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	木 内 利 雄	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	齋 藤 三 枝 子
福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良	建 設 課 長	齋 藤 正 司
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正	下 水 道 課 長	渡 辺 講
社 会 教 育 課 長	佐 藤 知 公		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成20年9月12日(金曜日)午前10時開議

- 第1 報告第3号 継続費精算報告書の報告について
- 第2 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第3 議案第92号 にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第93号 にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第94号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第95号 にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第96号 市道路線の認定について
- 第8 議案第97号 平成19年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第98号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第99号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第100号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第101号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第102号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第103号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第104号 平成19年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第105号 平成19年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第106号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第5号)
- 第18 議案第107号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)
- 第19 議案第108号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第1号)
- 第20 議案第109号 平成20年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 第21 議案第110号 平成20年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第111号 平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第112号 平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第113号 平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第2号)
- 第25 議案第114号 平成20年度にかほ市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第26 一般会計決算特別委員会の設置
- 第27 一般会計予算特別委員会の設置
- 第28 議案及び陳情・請願の付託

第29 請願の紹介

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。また、本日は、代表監査委員の佐藤監査委員の出席をいただいておりますので、御報告します。

日程第1、報告第3号継続費精算報告書の報告について及び日程第2、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告2件、日程第3、議案第92号にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についてから日程第25、議案第114号平成20年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）までの議案23件、計25件を一括議題とします。

これより質疑を行います。質疑には、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第3号継続費精算報告書の報告についての質疑を行います。報告第3号についての質疑はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで報告第3号の質疑を終わります。

次に、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 2ページですが、将来負担比率が本市の場合は185.1となっております。算定の数式は、調べたところ、このように、標準財政規模引く（元利償還金・準元利償還金に係わる基準財政需要額算入額）を分母として、将来負担額引く（充当可能基金額プラス特定財源見込額プラス地方債現在高等に係わる基準財政需要額算入見込額）が分子と、こういうふうにはちょっと難しいようになっていますが、参考までに、上記様式に、本市の場合、185.1の比率になったというふうになっていますから、金額を当てはめてこのようになりますよと、そうすると具体的に充当可能基金額とかそういうのがわかりますから、説明をしていただきたいと。

それから、広域市町村圏組合の地方債残高も含まれるわけですので、にかほ市の分は、18年度の財政状況を見ますと27億5,900万円になっています。これの14.8%、そうすると4億833万2,000

円、こういう計算でいいのかわかるかですね。

それから、健全化判断比率の算定基礎書類の備えつけ義務が地方公共団体には義務化されたと、こういうふうに言われていますので、公表についてどのように考えておられますか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、将来負担比率の算定式における分母、分子の各数値について御説明いたします。分子の数値は、平成 19 年度末現在の残高と、その残高に対して確実に充当できる財源であります。分子のうち、将来負担額は 352 億 3,390 万 4,000 円となります。同じく分子の項目で、将来負担額から控除できる充当可能財源は 215 億 7,095 万 2,000 円です。内訳として、充当可能基金額は 23 億 8,605 万 1,000 円、充当可能特定財源見込額は 6 億 1,477 万 7,000 円、基準財政需要額算入見込額は 185 億 7,012 万 4,000 円です。以上により、分子の合計額は 136 億 6,295 万 2,000 円となります。分母の数値は、平成 19 年度で算定されたものを使用しております。標準財政規模は 89 億 8,794 万 6,000 円、基準財政需要額に算入される公債費等の額は 16 億 990 万 7,000 円で、分母の合計額は 73 億 7,803 万 9,000 円となります。以上により算定しております。

次に、二つ目の本荘由利広域市町村圏組合の地方債と、にかほ市の負担分の額についてでございますけれども、先ほど御質問がありましたけれども、さまざまな事業、あるいは負担区分がありまして、一概の率では算定されておられません。その合計額をお知らせしますと、同組合の地方債の残高は 34 億 7,699 万 7,000 円です。そのうち、にかほ市の負担額は 3 億 1,215 万 5,000 円でございます。

三つ目の公表の方法についてでございますけれども、10 月 1 日号の広報及びにかほ市ホームページで行う予定としております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 今、詳細にありがとうございました、というか、それで、この財政状況等一覧表というのは出ているんですが、18 年度ということで。それを見ますと、今の総務部長がおっしゃった本荘由利広域市町村圏組合一般会計というのが 27 億 5,900 万円と。負担割合が 14.8%というふうになっているわけです。これで計算しますと、私は 4 億幾らと、こういうふうに計算したんですが、今のお話ですと 34 億 7,699 万 7,000 円と。いろいろなものという話をなされました。そして、にかほが 3 億 1,200 万円。これは、そうすると、負担割合というのも変わってくるんでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど申し上げましたけれども、本荘由利市町村圏組合の地方債の種類としては、今おっしゃいました一般会計、あるいは産学共同研究、養護老人ホーム、し尿処理施設、埋め立て処分施設、特別養護老人ホーム分がございます。それぞれにかほ市の負担割合で積み上げたものが、私が先ほど申し上げたものでございます。それで、もしその内訳として必要であれば、この場で読み上げますけれども、いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 後で資料をいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そうすれば、後ほど資料を提供したいと思います。以上です。

【16 番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに報告第 4 号についての質疑ございませんか。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないようでございますので、これで報告第 4 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 92 号にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第 95 号にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についてまでの 4 件の質疑を行います。92 号から 95 号までです。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 92 号から議案第 95 号まで 4 件の質疑を終わります。

次に、議案第 96 号市道路線の認定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） にかほ市市道条例第 8 条第 2 項では、この項目を見ますと、不特定多数の通行に供していることが認定理由になっています。提案理由として、都市計画法第 40 条第 2 項の帰属に係る寄附受け入れ路線とされています。第 40 条第 2 項では、「開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地」云々の場合は「帰属する」と、こういう条文になっています。したがって、認定しようとする道路の環境状況、まあ開発、あるいは開発行為によるというふうにもありますから、周囲の住宅戸数や側溝の整備状況、あるいは冠水の危険がないか、これらの条件、何ていうか、状態というのか、どういう判断をしているのか。それから、認定した場合、何級路線として認定になるのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この今回認定しようとする道路なんですけれども、書いているとおり開発許可の内容に適合しているかどうかということで、事前協議やら、あるいは本申請を受けて開発の許可をしまして、その帰属というふうな、都市計画サイドではなっています。その担当するのがうちのほうの建設部の都市整備課でもって、その内容に沿ったものに仕上がっているかどうかということも当然検査します。それで、都市計画サイドは「帰属」という言葉であるんですけども、さらに、今回の提案理由にも書いていますけれども、一般の市道の認定、寄附行為もちょっと、帰属だけじゃなくて、さらに建設課においても、今、心配されるような、そういう瑕疵担保的なものが発生しないようにというんですか、その帰属の道路等、市道に認定された後、およそ 1 年ぐらいは、何かあった場合は

— 何かあった場合というか、ふぐあいなんかが生じた場合は、開発した業者でもって直してくださいというような条件を付して、その寄附受け入れ書を寄附の申し出者のほうに出しているとい

うようなもので、二重にチェックするというんですか、そういうものにしております。

あと、道路の環境状況ということなんですけれども、20区画を整備されまして、現在、分譲募集中なんですけれども、そのうち2戸が建設中であります。また、側溝等の整備状況ですけれども、当然、通常想定される降雨、あるいは排水による冠水等の危険はないというふうに判断しております。

あと、それと、この路線の認定は何級ですかということなんですけれども、市道の一級路線と連絡していると。あと、住宅の区域というふうなことで、三級路線で認定というふうに考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番、よろしいですか。

16番（竹内賢君） はい。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第96号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号平成19年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 3点ほど伺います。

最初については、当初、議案説明の際に、総務部長も監査委員も何ら全体の予算執行についての感想がなかったので、このように質問を書いた後に、おとといの日に報告第4号ということで、財政は良好であるという種の発言がありましたが、改めて、だめ押しの形ではありますが、19年度の市の財政は健全であるというふうに考えてよいのかどうか、改めてお聞きします。

それから、の地方交付税であります。18年度が予定よりも1億6,600万円、3.7%の減の交付税が入ってきております。19年度は逆に、40億5,000万円の予定に対して、7億6,800万円ほど、19%という大幅増になって交付されているわけなんですけれども、この要因と、これだけ大きな増ということは、私からすれば、当初の見通しが甘かったのではないかという気がしないでもないんですが、この辺を伺いたいと思います。

それから、3番目です。不納欠損額でありますけれども、18年度に比べて53%増の1,226万円ほどありますが、何でこんなふうに欠損がふえたのか、原因をお聞かせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、財政状況についてお答えいたします。報告第4号の健全化比率及び資金不足比率の状況や、昨年12月に公的資金補償金免除による繰上償還の実施の際に策定いたしました平成19年度から23年度までの5カ年の財政計画に基づきますと、現時点においては健全な財政状況と判断しております。しかしながら、平成21年度から23年度にかけて実質公債費比率が17%後半の数字も予想されることから、地方債発行の手続において協議制から許可制に変わる18%台にならないよう、今後とも繰上償還の実施など適正な公債費の管理を図るなど、にかほ市行財政改革大綱、にかほ市集中改革プランを着実に推進し、健全かつ効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、地方交付税の大幅増の要因御説明いたします。平成 18 年度の交付税は、平成 17 年度の TDK 関連の業績好調、これは前年度対比約 3 億円の増収となっております。また、TDK による過去における修正申告がございました。この修正申告は約 2 億 6,000 万円でございます。以上により、法人市民税の増収から基準財政収入額が大幅に増加したことから、交付税が少なくなったということでございます。

平成 19 年度は、平成 18 年度に比較し、主に法人市民税の減収、つまり前年度に比較しますと約 2 億 3,000 万円の減収となっております。あわせて、前年度に比較することになりますので、前年度の修正分、2 億 6,000 万円も少なくなったということでカウントされることとなります。このことから、逆に基準財政収入額が大幅に減少したことにより増額となったものでございます。

予算計上に当たっては、毎年国が公表している地方財政計画に基づき予算編成を行っているところでございます。19 年度においては、対前年度比 4.4 の減と示されておりますので、この基準に基づき算定したところでございますが、19 年度において、新型交付税、あるいは頑張る地方応援プログラムなど導入の初年度であることなどから、不確定要素を勘案し、18 年度の確定額の 4.8%として予算計上いたしました。なお、先ほど申し上げました一時的な法人市民税の増収や減収による要因は考慮しなかったものでございます。このように、平成 19 年度の普通交付税の大幅な増加は、不確定要素、あるいはプラス要素、一時的な増減要素である法人税収の影響によるものでございます。当初予算の編成にあっては、常にその辺を見きわめながら行っておるわけですが、算定に当たっては国の地方財政計画を基本として毎年行っているところでございます。

次に、不納欠損額についてお答えいたします。市税における 19 年度の不納欠損額は、18 年度と比較し、約 480 万円の増となっております。その大きな要因の一つとして、企業倒産により納付が不可能となったために、地方税法第 15 条の 7、5 項により即時欠損したものが約 260 万円ございます。加えて、地方税法第 18 条第 1 項による徴収権が消滅する時効を迎えることによる欠損額も年々増加していることから、前年を上回ったと考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 地方交付税ですが、前年度の、要するに市の経済状況を反映して算定するというのが一つと、今の説明では、新しい税法上で上乘せになったと。その後段の新しい国の税法上で増になったというのはわかりませんが、うちの市の財政状況は既に前年はどういう状況にあるかというのは当然わかっているはずですよ。ですから、そうすれば、それを見越して、収入が減ると、その分交付税はふえるであろうという当然予想はついて予算を立てると思うんですが、あまりにも額が、私からすれば、ふえるのはこれは別にいいんですけども、当初予算 7 億あるのとなりのとでは、予算の立て方が全然違うと思うんですよ。ですから、市の経済状況が既にわかっている段階で、そういうような地方交付税のプラス要因に算定してなかったのではないかと、今の説明を聞いて、そんなような感じもするんですが、その辺、簡単にもう一度説明をお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほどお答えしましたとおり、法人市民税がにかほ市の財源に与える影響は大きいわけで、特に、17 年度、18 年度においての増収、減収、そのギャップが大きかったた

めに、このような結果になったということでございます。その辺については、ある程度は把握しておいたわけですが、それを予算編成に当たってどこまで反映するかというのはなかなか難しいことでありましたので、先ほど申し上げましたとおり、法人市民税については19年度予算編成において考慮しなかったと。逆にふえるだろうという予測はあったわけですが、考慮しなかったということでございます。今後については、これから経済が動いている、動きが激しい時代になってきておりますので、その辺も考慮しながら予算編成を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 不納欠損額について伺います。今の部長のお答えですと、会社がバタンなった場合には即不納欠損にするよということですが、個人の場合は結構しつこくといいますが、しぶとく徴収に入ると思うんですが、法人の場合はそういうことが税法上認められていると、こういうことでよろしいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど申し上げましたとおり、法人が倒産して、あるいは解散したりして実態がなくなったものについては、税法に基づいて即時欠損するということで取り扱うこととなっております。国、県、他の自治体も同様な取り扱いでもって行っているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 飯尾善紀議員、席の移動をお願いします。

暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き再開します。

16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 決算審査意見書を拝見しました。その中で、特に3ページに、19年度の年間監査計画に関連してですが、年間監査計画と実施計画に基づいて実施されたと考えます。歳出について、主に契約、補助金等関連の書類を審査したところ、適切に処理されていると認められると。ただ、工事契約について33%が変更契約している状況なので、当初設計の充実によって変更契約の削減に努力されたいとあります。18年度の決算審査意見書を見ますと、歳出について、主に契約に関する起工伺・入札調書等の書類を審査したところ、適切に処理されていると認められるとあります。今回、19年度の場合は変更契約というふうに具体的に挙げられていますので、変更契約の具体的にどこが変更されてあったのか、それが33%もあったのか。金額等にも当然関連してくると考えられますので、それらについて一つ、二つ例を挙げ、こういうことがありましたということの説明を伺いたいと思います。

二つ目は、補助金関連の書類も審査されておりますが、法 199 条第 7 項では、必要があるとき、または普通公共団体の長の要求があるときは、当該財政援助等にかかわるもの出納、その他の事務の執行が適正か監査できるとあります。書類審査とありますから、そこまではっていないと思うんですけども、そういう解釈でよろしいのか。特に補助金関連の書類も審査されたというふうに書いていますので、これらについて考え方を伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、代表監査委員。

代表監査委員（佐藤正行君） 竹内議員の決算審査意見書についての質問にお答えさせていただきます。

質問の 1 については、具体的に工事番号 7 というものを例に説明させていただきたいと思います。工事番号 7 の起工日は、平成 19 年 7 月 12 日に起票されて、決裁を受けております。契約が締結され、工事開始が平成 19 年 7 月 26 日から実施されております。変更起工日は、平成 19 年 10 月 10 日に決裁を受けています。手続等については適正にルールに従って行われております。

変更理由でございますが、一つ目は、工業団地内の日中の施工としていたが、各工場と協議した結果、日中の大型車両の運搬が多いため、夜間施工としたい。もう一つは、象潟 1 丁目塩越付近の道路ですが、デコボコが多く、レベリング 950 平米を行いたいというのが変更理由の二つ目ございました。

変更にはいろいろな理由があると思いますが、このような事案であれば、事前に検討を密にすることによって改善できるのではないかとというふうに受けました。

そういうことで、今回の意見書に、こういう事例についてもありますので、もっと深い難しい事例もあると思いますけれども、検討を十分にされることによって改善できるのではないかと、それによって事務の効率等々に結びつくというふうに考えて、意見に記述させていただきました。

質問の二つ目でございますけれども、決算審査の中で書類審査となりましたので、議員が言われるとおり、補助団体までの、さきの会計帳簿等については監査しておりません。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 1 点目について伺いたいと思うんですが、33%というのはやっぱり率からいうと大きいというふうに思います。たとえ今の例で、工業団地内の、あるいは 1 丁目塩越の、特に工業団地内等の工事等については、隣接する、あるいは関係する会社と当然、まあ何ていうか、工事が、例えば期間が長くなるとか、あるいは騒音とか粉じんとか、いろいろ迷惑をかけるわけですから、そういう場合には当然やられているんじゃないですか。全然やられない中、こういう起工日とか、そういうものがやられているのか、その点について、今の例でお聞きますと、どういう状態だったんでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 佐藤代表監査委員。

代表監査委員（佐藤正行君） この 7 番の例について見せていただいたわけですが、議事録とか資料の中には、着工前の打ち合わせ等々はありませんでした。着工後の打ち合わせ等とか、それから御迷惑をかけますよという等々についてはありました。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 例えば、金額の移動とかそういうものについては、例えば、議会に議案として出された議決案件の場合は当然できているわけですがけれども、それ以外の場合はないわけですね。したがって、結果的に、こういう状態の変更契約によって金額的な動きがやっぱり出てくる工事もあったと思うんですよ。トータル的にいうと、どういう状態でしたでしょう。

議長（竹内睦夫君） 答弁、佐藤代表監査委員。

代表監査委員（佐藤正行君） 今お話しした例題、工事ナンバー7 については金額の変更がされており、増額の変更がされており。

もう一つつけ加えさせていただければ、変更件数 33% ありましたということは、件数だけ調べただけで、内容までは調べておりません。それが一つ。もう一つは、大体変更契約を結んでいる 9 割以上は、費用は増額の方向になっています。以上です。

議長（竹内睦夫君） 続きまして、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） では、順次伺います。決算書の 122 ページ、介護保険についてです。事務報告書とお聞きしたいと思います。154 ページから 156 ページの関連では、居宅サービスを受けている人は 666 人おるようですが、ケアマネジャーは月に 1 回とか、利用者の居宅を訪問し、利用者にも面接し、記録することになっていますが、にかほ市としてどのようになっているのか。それから、委託先事業所のケアマネジャーの人数について伺いたいと思います。

それから、事務報告書の 157 ページ、地域密着型サービス費として、介護で、認知症対応型共同生活介護として 457 件、1 万 3,336 回の 1 億 136 万 5,479 円、同介護予防として 1 件、28 回、21 万 6,972 円となっています。この事業を実施する事業者は、自主的にみずからの運営する事業の点検を法令基準に基づいて行い、基準が守られているか、適切なサービスが提供されているのか、確認する必要があるとして、地域密着型サービス自己点検シートによって確認を求められております。地域との結びつきを重視し、市町村や福祉サービスを提供する者などとの連携に努めなければならないとしてあります。市内にこの事業を行っている事業者数と、市との連携が具体的にどういうふうになっているのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 3 款だけで区切って。款ごとにいきますので。

16 番（竹内賢君） はい。

議長（竹内睦夫君） では、ただいまの質疑に対する答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、お答えいたします。

まず 1 番目のケアマネジャーは、利用者にも面接して記録することになっているが、どうなっているか。それから、委託先事業所のケアマネジャーの人数についてにお答えいたします。

市内には、介護保険の居宅介護支援事業所が 8 カ所、同じく居宅介護予防支援事業所が 1 カ所ございます。居宅介護予防支援事業所は、市が行うことになっておりまして、本市では地域包括支援センターがその業務を担っております。居宅介護支援事業所には、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーがおりまして、利用者の希望、心身の状況、置かれている環境などに応じた居宅サービス計画を作成しまして、各種介護サービス事業所との連絡調整を行っております。そのサービス計画については、すべて国が示す基準によって作成しております。その中でも、サービス利用表は利

用者ごとに作成されるものでありまして、月ごとのサービス計画の内容、それから費用の明細を記載したものであります。その作成に当たっては、ケアマネジャーは1ヵ月に1回以上、利用者や家族宅を訪問の上、面接を行う必要があります。もちろん、市内の各事業者においても同様に家庭訪問が実施されておりまして、利用者本人と面談の上、所定の書類を作成しております。

市内にいるケアマネジャーの人数は現在27名であります。そのうち介護支援事業所には23名、それから介護予防支援事業所、これは包括支援センターになりますけれども、4人が所属しております。被保険者が介護保険サービスを受ける場合には、被保険者と介護支援事業所が締結する契約に基づいて行われます。一方、介護予防サービスの場合は、被保険者と地域包括支援センターが契約を締結いたします。その中から、地域包括支援センターは、介護予防支援業務のうち介護報酬の請求業務を除く業務一式を各介護支援事業所に委託しておりまして、受託した支援事業所では、さきに述べましたケアマネジャーが1人当たり利用者8件までの範囲で、その業務を行っております。

2番目の質問の事業者は自主的にみずから運営する事業の点検を法令基準に基づいて行っておるか、基準が守られているか、二つ目として、この事業を行っている事業者数と市の連携についてにお答えいたします。

この事業を、現在、市内の地域密着型介護予防サービスを行っているのは、4事業者であります。すべて認知症対応型共同生活介護サービスを提供していただいている、いわゆるグループホームと言われているものであります。事業者は、国の指導によりまして、原則として年1回はみずから提供するサービスの質の評価及び外部の者による評価、すなわち自己評価を行って外部評価を受けることになっております。御質問にある自己点検シートは、本市の場合、本荘由利広域市町村圏組合において、自主点検表、この点検表の様式を定めまして、年1回の点検の実施と、保険者への提出を求めています。点検表では、グループホームの場合、管理運営事項170項目、介護報酬に関する事項26項目などについて評価して、事業が目的に沿って適正に行われているかをチェックできるものになっております。市との関連に関しましては、広域において地域密着型サービス運営委員会、こういうものを組織いたしまして、サービスの質の確保、それから運営評価などについて協議を行うとともに、年1回の集団指導、それから実地指導を行いまして、指導監督に当たっております。

また、各事業所が設置する運営推進会議には、包括支援センターの職員が構成員として参画しておりまして、利用者や地域住民の代表らとともに事業運営にかかわることによりまして地域との連携を図っているところであります。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） ケアマネジャーの関係でいきますと、1人当たり8件というお話。ほかから比べて少ないのでかなりの余裕があるのかなと。ただ、いわゆる面接を月1回以上して、そして本人や、あるいは家族からいろんな話を聞いて、それを計画に、あるいは実際に生かしていくということだと思っんですけれども、それらについて、市としてはきちんとやっぱり何月何日どういう形に行っているという意見が上がってきたとか、あるいはどういう話をしてきたとかというふうにして把握をするシステムになっているはずですね。どういう状態になっているか。それが、例えば、忙

しいので今月に行けなかったというようなときはなかったものですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） この利用者 8 件までというのは、介護予防、予防のほうの業務でございます。そのほかにケアマネジャーの業務として、施設 — 介護保険の利用について、1 人 35 件の範囲内で担当しております。ただ、ケアマネジャーが面接して、それぞれの事業所のケアマネジャーの記録、そういうものは、市のほうでは 1 件 1 件は点検してはございません。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 10 時 49 分 休 憩

午前 10 時 50 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） わかりました。

1 点だけ伺いますが、面接をしたその内容等について、市としては 1 件 1 件というか、確認はしていないというのでありますが、この面接をして、そしてきちんと書類に残って、そしてお客様というか、受ける人ときちんと意思疎通されているということが大切な事業なわけですね。したがって、それが市としては全然これについて関与しなくともいいということですか。というのは、話、聞こえてくるわけですよ。1 回も来てないとかということが聞こえてきている状態がありますのでお聞きしているわけです。というのは、大切なことですから。そうすると、というのは、1 件当たり幾らというふうにして、これは報酬と関係してくるわけですね。したがって、報酬が払われているという状況が、これは決算書にも出ているわけですからね。そこでお聞きしていますので、全然これは関与しなくともいいのかどうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 当然、市として行っている事業ですので、広域で行っている事業なわけですがけれども、全然関与しないということはありません。ありませんというか、そういうことではだめだと思っております。しかし、毎月 1 回の各施設のケアマネジャーとの協議会、会議を持ってあります。その会議の中で、その利用者の要望、あるいは苦情、そういうものが出てきますので、市としてもそのケースをどうするのか、事業者と一緒に、その高齢者のためにどういうふうな措置が一番いいのか考えて実施しているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、6 款、7 款、8 款について、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 167 ページの 6 の 2 の 4 の松くい虫防除対策事業費についてです。事務報告書の 174 ページでは、伐倒駆除が 341 立方メートルですが、それから地上薬剤散布が 20.6 ヘクタール、無人ヘリ薬剤散布が 15 ヘクタール 2 回、樹幹注入が 110 本というふうに記載しています。合わせて 1,096 万 1,000 円。実施された作業の実施時期について伺います。それから、伐倒駆除について、

適期がどう判断をされているのか伺います。

それから、商工会の運営補助ですが、175 ページ、1,100 万円など 5 補助事業として 1,550 万円が支出されています。商工会という、いわゆるまちづくりにとっても非常に大切な会であります。市内の商店数と従業員数、年間の販売額。私たちが見られる、「市勢要覧」を 14 年を見ますと 14 年度こういう状況になっています。

ここで、「35596 万円」じゃなくて、そこに「100」を入れてください。

それから、まちづくり交付金事業について、交付金事業の業務委託料 525 万円、まちづくり交付金支援業務を受託する事業はどのくらいあって、にかほ市として委託先決定した経過について伺います。

議長（竹内睦夫君） 6 款、7 款についての答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、松くい虫防除対策事業のうち、作業の実施期間と伐倒駆除の適期の判断ということについての御質問でしたのでお答え申し上げます。

平成 19 年度において、にかほ市では、松くい虫防除対策事業として、特別伐倒駆除、地上薬剤散布、無人ヘリ薬剤散布、樹幹注入の 4 事業を実施しております。それぞれの実施期間と適期について御説明いたします。

初めに、特別伐倒駆除については、国庫補助事業と市単独事業で行っているものがあります。補助事業で実施している地区での伐倒駆除は、春駆除が平成 19 年 5 月 25 日から 6 月 18 日まで。秋駆除が平成 19 年 12 月 3 日から平成 20 年の 3 月 6 日までの 2 回実施しております。適期については、秋田方式を採用して、マツノマダラカミキリを駆除する目的で夏枯れを対象とした秋駆除を中心に事業実施しております。補助対象とならない地区では、市単独事業で伐倒駆除を行っております。実施時期については、マツノマダラカミキリの防除を目的とした補助事業とは別に、危険木の処理的意味合いが強いため、随時行えるよう年間を通して行っております。

次に、地上薬剤散布については、平成 19 年 6 月 15 日から 6 月 25 日に実施しております。適期については、マツノマダラカミキリが飛び始める直前に薬剤を散布することで、虫が薬剤のついた松の芽を食べる時期、それから 1 日の平均気温が 11 度 C を超えたときがよいとされており、そのころを目安に、由利地域の松くい虫一斉防除連絡調整会議で日程を調整し散布しております。

次に、無人ヘリ薬剤散布については、平成 19 年 6 月 15 日から 7 月 11 日に実施しております。適期については、薬剤地上散布同様、松くい虫一斉防除連絡調整会議で日程を調整し、マツノマダラカミキリが飛び始める時期と最盛期の 2 回散布を実施しております。

樹幹注入については、国庫補助事業で無人ヘリ散布を行っているために市単独の事業となっており、九十九島地内において、平成 20 年 1 月 28 日から 3 月 14 日に実施しております。適期は、松の樹勢の弱い寒い時期、いわゆる樹液の動かない時期を目指して行っております。

補足として、先ほど説明しました秋田方式というのは、秋田大学の教授が提案した方式で、夏から秋にかけて枯れた松にはマツノマダラカミキリがいるとされており、伐倒、破砕等の駆除により直接殺すことができる方法であります。春駆除よりも有効とされており、夏枯れ以外の被害木にはマツノマダラカミキリはいないものとされているということでもあります。

次に、7款1項2目の商工振興費のうち商工会加盟の会員数と市内の商店数と従業員数、年間販売額についての御質問であります。最初に、商工会の会員数ですが、平成19年度末で872名となっております。次に、市内商店数等ですが、国の商業統計調査に基づきお答えします。最新となりますと、平成19年の調査によりますが、これから申し上げます数値は現段階ではあくまでも速報値であり、確定値となりますと今年度中の公表となる見込みですので、このところを御理解いただきたいと思っております。その速報値ですが、商店数は393店舗、従業員数は1,860人、年間商品販売額は429億8,184万円となっております。参考までに、測定値として、平成16年の調査に基づく数値を申し上げます。商店数は450店舗、従業員数は1,913人、年間商品販売額は335億2,684万円となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、8款についての答弁を、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから、まちづくり交付金事業費の委託料についてお答えしたいと思います。

この交付金事業は平成16年度から実施されておまして、既に事業を展開している他の先進地の自治体等を参考にするとともに、にかほ市に指名願が提出されているコンサルタント、ほとんど中央なんですけれども、二十数社の中から、県内に支店、あるいは営業所があり、営業活動が熱心で、今回の事業のまち交業務等に精通し、かつ実績のある業者5社を選びまして、指名競争入札という形で委託先を決定しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最初に、松枯れについてお伺いしますが、そうすると、夏から秋のほうが枯れた松に対して有効だと。そうすると、時期的に言うと9月から10月、11月ころと。そうすると、その段階の場合は孵化したカミキリの幼虫が松の木を食べながら越冬する直前と、そのほうが効率がいいと、こういうふうに理解をしいんですか。というのは、しっかりいわゆる赤くなって、そしてその中にカミキリが入っているので、もう、それ、食いながら幼虫が育っていくと。そういう段階の場合がいいと。春の場合は、例えば、春というか、7月から8月ころは健全な松の小枝をかじり始める。このとき、カミキリからセンチウが松の木へ移りますと。そして8月から9月の場合は、その中でどんどんどんどん育って行って、9月から10月に衰弱してカミキリが産卵すると。そういうサイクルを考えますと、秋のほうがいいと、そういう理解でいいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） マツノマダラカミキリを駆除する目的というのは、夏枯れを対象としたもので、秋駆除のほうが一般的には春駆除よりも現在のところ2倍ほどの駆除を行っていますので、そのほうが効果があるというふうに思います。

議長（竹内睦夫君） 次、10款についての質疑を16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 社会教育総務費について伺います。

この放課後子ども教室というのは新しい事業であります。これについて見ますと、仁賀保公民館の場合は3教室、象潟公民館は2教室、金浦公民館は3教室というふうにして、総事業費が138万7,000円の謝金を含めて、報酬ということになるわけですが、282万8,000円となっております。実際

に行われた人数を見ますと、参加予定人数に対して各教室で1回当たりということで、460名とか、親子20組とかというふうにして、このような公民館の3教室は予定人数が不明になっていますが、計画されていました。事務報告書には、仁賀保公民館3教室、登録者が76人、開催が44回で参加525人。金浦公民館が2教室で、登録72人、開催が9回、参加93人。象潟公民館は2教室で、登録35人に、開催41回、参加497人と私は計算をしてみました。

この中で、金浦の場合、金浦海洋少年団については報告ありません。1教室になっているわけですが、金浦の海洋少年団には補助金として別に18万円が出され、大会参加費として70万円計上されています。そのほかに、子ども教室で海洋少年団に22万5,000円の事業費が計画されていました。金浦海洋少年団は全国大会で手旗信号等の競技で優秀な成績をおさめているというふうにも聞いています。そこで、金浦の海洋少年団の補助金による活動と、子ども教室としての開催による状況と事業費について、どういう内容で分けられているのか、伺いたいと思います。

それから、象潟公民館の備品購入費211万5,000円ですが、この間、「西施まつり」の際に、私たちも見たいんですが、極めて音響が悪くて、かなり苦労している内容が見受けられました。この場合の予算の211万5,000円の購入機器の内訳は、というのは、マイクとか、アンプとか、こういうふうに一式というふうになっているわけですので、なぜああいう状態になったのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それではお答えいたします。

まず、放課後子ども教室の件でございますけれども、この事業は具体的には放課後や週末等、子供たちの適切な遊び場や生活の場を確保しようということで、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ活動等を行っているものでございますが、事業費は県・国からそれぞれ3分の1をいただいております。

19年度の海洋少年団の子ども教室ということでございますが、当初は金浦公民館で計画しましたのですが、海洋少年団も確かに活動活発にやっているんですが、なかなか団員が集まらないということで、やはり団員を増すためにも、地域の子供たちにも海洋スポーツというものをもう少し体験させようということで、この事業をやるということで申請をいたしました。それで22万5,000円というふうな事業費を計上したものでございますが、海洋少年団がちょうど夏場に8月から、8月の3日から6日までの全国大会出場するということが決まりまして、団員や指導者、その活動に当たらなければならないことになりまして、その子ども教室のための時間をとることができなかつた。簡単に言いますと、この事業をやることができなかつたということでございます。それで、それから、海洋少年団としての補助金の活動と海洋少年団の、放課後子ども教室の活動ということですが、先ほど言いましたように、放課後子ども教室としての活動は行っておりません。海洋少年団は、小学生から高校生まで男女の団員が海を訓練の場といたしまして、子供のときから海に親しみながら、団体生活を通して社会生活に必要な道徳心を養い、心身ともに健康でたくましい人間の育成を目指そうという目的で活動しているものでございますが、定例活動はもちろんでございますけれども、地域のクリーンアップ等の奉仕活動、それから各種大会、白瀬中尉をしのぶ集いなど、市への行事に

も参加していただいております。9月6日、7日に東北大会が開催されましたけれども、結索とか手旗送受信、それから水泳、カッター、その全種目で1位ということで、総合優勝して帰ってきております。

それから、象潟公民館の音響機器備品購入の件でございます。この内訳は、パワーアンプ、カセットデッキ、CDデッキプレーヤー、MDデッキプレーヤー、ミキシングアンプそれぞれ1台、それから30センチ2ウェイスピーカー4本、スピーチ用マイクロホン2本、それからタイピン用マイクロホン1本、ダイナミックマイクロホン4本、ボーカル用マイクロホン2台、スピーカースタンド4本、マイクスタンド6本、マイクコードとラック1台というような内容になっております。

それで、「西施まつり」で音響がよくなかったということでございますけれども、放送設備を当日、行事等で担当する市民の方に対しましては、使用前に、職員がどの程度その機械を取り扱うことができるかということをお聞きしながら、できなかった場合は指導するようにしておりまして、また、利用者からあった場合は直接その行事に職員が出て機器等の操作をするようにして対応しております。また、休みの日につきましては、前日にその習熟度、どの程度操作できる方が担当しますかというようなことを前もって聞いておりますし、また、当日トラブルがないように、操作のマニュアルを放送器具のところに置いております。先ほどの音響がよくなかったということですが、その当日に、どの程度音響、先ほど言った習熟度のある方が担当するのかということで、公民館ではその担当者に何回も連絡したそうですが、結果的にはその担当者との連絡がとれなかったということでございます。それで、その担当した方は、しょっちゅう「西施まつり」で音響担当していたということで、自分は大丈夫だよということで、何も公民館のほうにも事前に連絡もしなかったそうでございますが、その方は、前の機械がそのまま入っているということでおったそうでございます。そういうことで機器の接続と操作等が不十分でございますして、機器の性能が発揮できなかったと、そういうことが実情でございます。

公民館では、音響を担当する方に対しましては、先ほども言いましたように、機器操作等取り扱いについてどの程度習熟しているか、確認をするということで何回もそういうようなことをやっておるわけなんですけど、いずれにしても、今後このようなことがないように、利用者とは十分に連絡をとりまして、最新の放送機器ですので、各種行事に十分その機能が活かされるようにしていきたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最初に、子ども教室のことについて伺いたいと思うんですが、結果的に海洋少年団については子ども教室はやられなかったと。したがって、予算の執行はなしと、そういう理解をしていいんでしょうか。これが一つです。そうすると、例えば、225ページの報償費の320万8,035円のうち、これは執行された額、不用額は4万8,965円になっています。金浦海洋少年団の場合、安全管理の謝金として4万円になっていますから、そうすると、そのほかの教室についてはほとんど、何というか、謝金としては執行されたと、そういう理解でいいのかですね。8,000円しかないわけですからね、残が。それが一つ。

それからこの子ども教室というのは文部科学省とそれから厚労省とのタイアップ事業でありまし

て、やる場合はかなり連絡、こっちの場合は教育委員会とそれから健康福祉課と連絡をとり合っていることになるわけですが、例えば、一例を申し上げますと、ジュニアカルチャーというのを見ますと、対象はいいんですが、教室が、登録者が1人というところとか2人というところとか、3人とかというふうになっているわけです。お絵かきが1人。月1回、日曜日と。そうすると、謝金にしても1時間1,000円とか、そういうふうになっているわけですね。あるいは1日というか、1教室1人で2時間やっても1,000円というところもあるわけですが、そういうことについて、それぞれの公民館の主体性を持ってやったと思うんですが、登録人数が1人とか、あるいは3人とか、こういう状態の場合の実質的な教室の内容というのはどういうことだったんでしょうか。いわゆる子ども教室のやる趣旨というか、理由というか、そういうものから、子どもたちの気持ちとか、そういうことが配慮されてやられたのか、あるいは講師というか、管理員というか、その人方との、何というか、子供たちの意思疎通というか、そういうものがきちんとやられた教室の設定になったのか、その点について皆さんのほうでの考え方を簡単に伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） まず、海洋少年団の教室については、事業をやらなかったということで、この当初の予算は減額補正しております。

それから、ジュニアカルチャーの件が出ましたが、今年度参加予定で50人を見ておりますが、先ほど言いましたように、ジュニアカルチャーの中には、舞踊とか、絵とか、そういうような内容になっておりまして、なかなか子供たちを集めたくても集まらないというような現状もございますけれども、先ほど当初言いましたように、放課後教室の目的なんですけれども、それに合ったような活動と見ておりますし、それから、福祉のほうでやっているのは学童保育でございますが、子ども教室をやることについての連携をとりながらというようなことでありますので、この教室をやる時も会議を持ちまして、どういう方向性をもって進めたらいいかというような話し合いもしておりますけれども、各公民館で今年度もいろいろな取り組みもしておりますので、まだ最終的な参加人員は出ませんけれども、できるだけ多くの子供たちをこれに参加させて、放課後子ども教室の目的を達成したいと、そういうふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） これで議案第97号に対する竹内賢議員の質疑を終わります。

所用のため25分まで休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時24分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、同じく議案第97号について質疑を続けます。次に、20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 一般会計歳入歳出決算書について、不用額が出ておりますけれども、その主たる原因はどのような原因によるものか、要因になるのか。それから、19年度の年次的な特徴が何

か特徴的なものがあるのかどうか、お伺いします。

それから、二つ目で、人件費の額、比率も前年度より低下しているわけですがけれども、その主たる要因は何か。また、行財政、規模と比較して、人件費の比率は適正かどうかという点についてお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そうすれば、不用額の主な要因について御説明いたします。

各款項目における不用額のうち、13節の業務委託料や15節の工事請負費については、主に請負差額によるものでございます。各施設管理費の11節需用費において不用額が生じておりますが、主に光熱水費、燃料費等であり、これらは気候に大きく左右されるものでございます。民生費の扶助費については、対象者の減、事業量の確定に伴うものがほとんどでございます。土木費の除雪費については、1月に入ってから連日除雪により委託料の不足が予想されることから、2月に補正予算を専決処分いたしました。その後の降雪量が予想以下であったために不用額が生じたものでございます。

なお、平成19年度において、制度、あるいは政策の改正・変更などに伴い、特徴的な要因かというものはございませんけれども、私どもとしましては、各款項目の全般にわたり経費節減に努めた結果でもあるのかというふうに考えているところでございます。

次に、人件費の比率について前年度よりも低下している、あるいはその要因は、他の行政規模との比較等の御質問でございますけれども、人件費の金額及び決算構成比について、経常比率とも平成18年度と比較して減少しております。決算書の410ページをお開き願いたいと思います。そこに構成内容等は記載されておりますので御参照してもらいたいと思います。

その要因としましては、職員数の削減により職員の給与等が減額したものが主な理由でございます。平成18年度と比較しまして、19年度においては9名の削減となっております。また、行政規模と比較しての比率についてでございますけれども、平成19年度は類似団体の資料がまだ公表されておきませんので、平成19年度で類似団体と比較しますと、決算額構成比には、にかほ市が20.5、類似団体平均が20.2と0.3ポイント高くなっております。また、経常収支比率では、にかほ市が29.2、類似団体が平均28.2ポイントと1ポイント高くなっておりますが、私どもとしては若干ポイントとしては高いわけですが、ほぼ適正な範囲というふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 予想された範囲の答弁でございます。不用額の対極には予算の執行率というものがございます。大幅にこれも98.5%、18年度から見れば3ポイント上昇しているわけですが、たまたまこういう数字になったとはちょっと考えにくいわけですが、政策上、やはり我々議決した予算はできるだけ執行率を高めてくださいというような意見を具申したような記憶もございますけれども、そうしたものに近づけるために、あるいは予算の執行率を高めるために、年度途中において、何か市長なり、あるいはまた担当部局において、そうした政策的な思いがあったのかどうか、その点をひとつお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 当初予算、それから各定例会における補正予算、あわせて臨時議会での補正予算等があるわけですが、その都度その時点における予算執行並びに国・県からの制度改正に伴う予算を盛り込んで補正を組んでございますけれども、最終的な予算としては、3月定例議会の3月補正になるわけですが、その段階の編成時期は1月という時点でございまして、それ以降における要素も加味して最終予算編成を行っております。

なお、国からの交付金等の大きな額の確定によるものについては、専決処分で補正をお願いして承認をいただいているところでございます。改めて私どものほうから、その補正の中でその都度その都度、国の状況、県の状況を踏まえて補正を組んでおりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 人件費についてでございますけれども、質疑ですからあまり自分の思いは入れないようにしますが、一般企業ですと、人件費というものが非常に経営を圧迫したり、あるいはまたさまざまな影響度があるわけですが、このくらい人件費が低下してくる、もちろん、これは職員数が減少することによって絶対額は下がるわけですから、そうしますと、いわゆる市長なり担当部局の方々は、人件費が下がったという実感、その分、投資的経費に向けられるという、そうした政策的な思いというものはいかがなものでしょうか。大変あれですが、先ほど質問したのは、類似団体じゃなくて、我がにかほ市の財政の中に占める、行財政の中に占める人件費がこの程度でどうなのかと、あるいはまた、やっぱり余裕感が出てきたのか、あるいはまたまだまだまだ圧迫感があるのかという、その辺のことをお聞きしたいわけです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 人件費、職員が減ることによって、当然、今おっしゃったとおり占める割合も少なくなっているわけですが、しからば、にかほ市における適正な職員数は何人かということの議論にもなってくるわけですが、今、現段階におけるにかほ市としての考え方は、行政改革プランとか、行財政を進める上での効率化に向けて、職員数については2分の1から3分の1、つまり退職者の2分の1から3分の1の採用というふうに変更しながら進めている状況でございます。いずれ、3町の合併によりまして職員数についても同じような仕事をやられている職員がおるわけで、その辺のところも加味しながら、まだ現段階においてはもう少し削減できるのかというふうに考えているところでございます。以上です。

【20番（池田甚一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第97号に対して、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 一つ目は、15ページになりますが、個人市民税の収入済額、これだけ見ますと、前年度の決算と比べてかなり多くなっております。17年決算では8億4,800万円程度、18年決算は11億1,100万円と。2億6,000万円くらいふえています。例えば、定率減税廃止とか、あるいは公的年金の控除の縮小とか、いろいろ納める側からすれば負担増がこれに反映しているのかなというので質問します。

二つ目は、35 ページになりますけれども、14、2 の 1 の老人福祉費補助金、この後期高齢者医療制度準備補助金というふうにあります。これは実は私の質問の項目で言うと一番下のほうの関連するのではないかと思いますので、それとあわせますが、後期高齢者医療制度システムの構築委託料と同じような内容なのかどうかということで、それへの補助の関係があればあわせて答えていただければいいと思います。実は、入るのが少なく、出るのが多くて、負担が極めて大きいと、こういうこともありますので質問します。

次に、79 ページの 19 節の負担金補助及び交付金に、秋田県防衛協会負担金というのがありますので、これはどういうことをやっているのかということです。

それから、最後は、指定統計調査費の報酬がそれぞれありますが、入っているのと同額、出ているわけではもちろんない。というのは、参加人数とかそういうこともありますから、少なくなっていて当たり前なんですが、ストレートに入ったものが 1 人当たり幾ら入って 1 人当たり幾ら出るといふふうになっているかどうかという観点からお尋ねします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めの個人市民税の収入済額の関係でございますけれども、平成 18 年度決算額約 8 億 4,900 万円に対し、平成 19 年度決算額では約 30.9%、額にして 2 億 6,200 万円増の約 11 億 1,100 万円となっております。その一番の大きな要因としては、平成 19 年度より国からの税源移譲に伴い、平成 18 年度までの市民税における所得割の税率構成が 3%、8%、10% の 3 段階の仕組みから一律 6% に変わったことによるものが一番大きいわけで、約 2 億円の増加となっております。その他の要因としては、7.5% の定率減税廃止による増加分が約 4,800 万円、その他所得増による増加分として約 1,400 万円と分析しているところでございます。

次に、秋田県防衛協会負担金の仕事の内容でございますけれども、合併前に旧金浦町が自衛隊に小・中学校の敷地造成工事をお願いした経緯などから、市町村会員として加入してございましたけれども、本市としては、本年度、20 年度から再開しております。その業務の内容を見ますと、年間 170 万円ほどの予算の中で、自衛隊の音楽隊の演奏会や秋田駐屯地の行事、そのほか総会の開催費用となっているようでございます。

次に、指定統計調査員の報酬はそれぞれ幾らということの御質問ですけれども、いずれの調査も国で示している報酬単価を基本としております。指導員としては 6,770 円、調査員としては 6,720 円となっております。実際には、受け持ち対象世帯・対象事業等が異なり、調査に要する日数もおのずと違うことから、交付額で示された報酬相当額を均等割と、受け持ち世帯や事業所数などによりまして傾斜配分を加えて、報酬の支給を行っているところでございます。なお、国から交付される額と報酬によって支払われる額の差については、にかほ市でのそのほかの事務経費に充てているものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、14 款 13 節の委託料について、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） そうすれば、市民部関係の質疑にお答えいたします。

35 ページの 14 款 2 項 1 目 4 節老人福祉費補助金の後期高齢者医療制度準備補助金は、歳出の部分でお尋ねを受けております後期高齢者医療システム構築に対する補助金でございます。したが

まして、135 ページの 3 款 4 項 3 目老人医療費 13 節後期高齢者医療制度システム構築委託料についてのお尋ねに対する答えと一緒にさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

この補助金の補助率は、国が定めた基準、いわゆる補助対象額の 2 分の 1 となっております。にかほ市がシステム構築に要した委託料が 3,802 万 500 円、それから、いただいた補助金が 1,497 万 7,000 円でございますので、補助金の充当率は 39%ほどとなります。ただし、入札に伴います請負差額分、補助対象部分の請負差額分が発生したことによりまして、補助金の一部を返還しなければなりません。精算による返還額は 51 万 4,500 円となりますけれども、これは議案第 106 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）の 24 ページ、3 款 4 項 3 目 23 節償還金利子及び割引料に後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金返還金として措置させていただいております。したがって、確定した補助金額は 1,446 万 2,500 円というぐあいになりまして、実際の充当率は最終的には 38%となったところでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 今の市民部関係のことで一つお尋ねします。大分持ち出しが多いわけですが、国が一方的に基準を決めて、その 2 分の 1 というふうになってはいますが、この国の基準というのがもしわかりましたら、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民課長。

市民課長（木内利雄君） お答えいたします。

国の基準でございますけれども、基準の上限は 8,000 万円とされておりますけれども、基本額、これが 620 万円とされております。市町村の人口によりまして、加算単価が違ってあります。1 万人未満までの部分については 90 円、それから 1 万人を超える 10 万人までの部分が 63 円というふうになっております。そういうふうな関係で、にかほ市の場合は基準額が非常に低い、少ないということになっております。結果的には、先ほど部長がお答えしましたように 38%の補助というふうになっております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 今の 1 万人未満 90 円、1 万人から 10 万人は 63 円というのは、これは 1 人当たりで、2 万 9,000 人近い人数をそれに掛ければ出てくるというのか、あるいは後期高齢者対象の基準なのか、その辺のところどうですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民課長。

市民課長（木内利雄君） お答えします。にかほ市全体の人口でございます。

【12 番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 97 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 97 号の質疑を終わります。

次に、議案第 98 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての質疑を行います。初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 歳入について、国民健康保険税の収納率について、18 年度と 19 年度を比較

してみました。その中で、現年課税分については、医療給付費と介護納付分との一般被保険者と退職被保険者とも18年度に比較すると、若干ですが、下がっている傾向にあると。ところが、滞納繰越分については、一般被保険者については収納率が大きく伸びております。退職被保険者について、収納率がそれぞれ4.7%、6.5%下がっていますが、この数字についてどういう分析をされているのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） そうすれば、お答えいたします。

景気の低迷などの影響もございまして、懸命に徴収努力はいたしておりますが、残念ながら国保税の収納率はここ数年減少の傾向にあります。で、減少の傾向にあります中でも、国保税の滞納繰越分全体の収納率は13.64となっておりまして、前年度に比較して2.85%の増、金額にして852万315円の増となっております。これは平成19年度から実施しております、にかほ市収納対策推進本部の設置によります収納活動によりまして、未収金の収納に努力をした結果と考えております。

お尋ねの滞納繰越分の中の一般被保険者と退職被保険者の収納率の違いと差につきましては、徴収現場におきましても理由はよくわからないとのごことでございます。滞納者への催告、納税の交渉や相談につきましては、一般、退職の区別なく行っておりますし、納付も区別なく、特別な意識もしないで行っていただいております。退職分の滞納者だけに特別な苦勞をしているというようなこともございませぬので、1年間の収納活動の結果として、一般分の収納率が大きく伸びて、退職分の収納率が下がったとしかお答えできないとのごことでございました。これは、分析しても、内容はよく担当課でもわからないということでございます。国保税の収納率といいますのは、調整交付金の額に影響してまいりますので、収納活動につきましては引き続き懸命の努力をしてみたいと言っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） いずれにしても、不納欠損額が1,088万9,621円というふうになっておりますが、この内訳、特に例えば、不納欠損額ですからもらえないわけですけども、理由というか、そして、大きい額というのはやっぱり、例えば1人の人が大きいとか、そういう形があると思うんですが、そういうものについてどういう、これはもう不納欠損にしなければならぬものだと、そう思うんですけども、その辺について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） この国保税の不納欠損額の主な理由というのは時効ということがございます。5年を経過しますと徴収することができませんので、不納欠損ということにしてみたいです。ただ、不納欠損というのは、実際この不納欠損をする我々の側からしても非常に心苦しい欠損でございます。中には、苦しいながらもきちんと納付していただいている方もおりますので、この徴収率の向上には引き続き頑張りたい、欠損をしなくてもいいような状況にしてみたいと思っております。

【16番（竹内賢君）「はい、いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番(村上次郎君) 決算書の297ページになりますけれども、人間ドックに助成をしております、19節で。これは、ドック5,000円、脳ドック1万円というので、大変ありがたがられているわけで、これがあるために受診率も向上しているのではないかというふうに思います。そこで、受診者、年齢別の受診者、脳と一般では金額が2倍の差がありますので、その内容についてお尋ねします。

議長(竹内睦夫君) 答弁、市民部長。

市民部長(齋藤隆一君) お答えいたします。

人間ドック助成金の助成者、いわゆる受診者は、5,000円助成の人間ドックの受診者が483人、1万円助成の脳ドックの受診者が15名、合計498名となっております。年齢別の受診者数でございますが、人間ドックは20代が1名、地域別内訳としましては、象潟地区の方が1名でございます。30代が21名、内訳は、仁賀保が13名、金浦がゼロ、象潟が8名です。40代が29名、仁賀保が9名、金浦が2名、象潟が18名となっております。50代が100名、仁賀保が52名、金浦が4名、象潟が44名となります。60代が227名、内訳は、仁賀保が88名、金浦が8名、象潟が131名となります。70代が100名、仁賀保が35名、金浦が1名、象潟が64名です。80代が5名、仁賀保が1名、象潟が4名となっております。脳ドックの受診者数は、30代が1名、地域別の内訳としましては、仁賀保が1名。40代が2名、仁賀保が1名、象潟が1名。50代が1名、仁賀保の方でございます。60代が8名、仁賀保が3名、金浦が2名、象潟が3名。70代が3名、仁賀保が1名、象潟が2名となっております。以上であります。

議長(竹内睦夫君) 12番村上次郎議員。

12番(村上次郎君) はい、わかりました。それで、もしもうちょっと詳しくわかれば、今、後期高齢者問題がありますので、75歳以上の区分がもしできているとすれば、もしできていないとすれば後ほどでも結構ですので、今後の後期高齢者との関連も出ますので、わかりましたら、その点お尋ねします。

議長(竹内睦夫君) 答弁、市民部長。

市民部長(齋藤隆一君) 75歳以上の受診者は32名、一般の人間ドックのほうは32名となっております。脳ドックのほうは75歳以上の方はおりません。

【12番(村上次郎君)「終わります」と呼ぶ】

議長(竹内睦夫君) ほかに議案第98号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 質疑なしと認め、これで議案第98号の質疑を終わります。

次に、議案第99号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 質疑なしと認め、これで議案第99号の質疑を終わります。

次に、議案第100号平成19年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。22番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 今年度も平成 18 年と同じように赤字計上になっています。3,000 万円、約 3,000 万円ですね。その不足分は翌年度歳入で繰上充用しているということで、特別実質的な事業には影響はないと思うんですけども、特別会計で赤字なのは、三角ついているのは、この老人特別会計だけで、好ましい状況と言えるのかどうか。何とかこの三角を取り除くための方策はないのかどうか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

老人保険特別会計の翌年度歳入の繰上充用につきましては、6 月定例議会における専決処分報告でも御説明申し上げましたように、当年度の交付金、あるいは国県支出金が前々年度の医療費の実績をもとにした概算で交付されまして、その過不足分は翌年度に精算されるという制度上の仕組みから、前々年度よりも医療費が増加した場合には必ず交付金や国県支出金に歳入不足が生じ、繰上充用による処理が必要となるものでございます。

繰上充用を行わない方法といたしましては、歳入不足、要するに国県からの支出金の歳入不足を見越しまして、市の負担割合、要するに繰入金を大きく措置しておきまして、翌年度に精算するという方法がございますが、予測を超えて医療費が大きく増加するような場合には、このように措置した場合であっても、繰上充用にする措置が必要となってまいります。

老人保健特別会計というのは、支払い医療費を支払基金交付金と国県支出金、市の負担金で間に合う歳入歳出がプラスマイナスゼロという制度でございますので、決算上では赤字決算であったとしても、財政上は何ら問題はありません。また、繰上充用は、地方自治法でも認められております財務処理方法でもございますので、好ましい状態かどうかと問われれば、まあ好ましい状態ではないかもしれませんが、問題はないものと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） そうだと思いますが、見ばえが悪いということから、市のほうであらかじめどれだけ支出なるだろうということ、最初からどかんとつけて、後で黒になったらその分また戻すというような方法はとるつもりはないのですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今御提案のような会計処理もできないわけではないわけですが、当初予算編成の段階において、先ほども申し上げましたけれども、地方交付税とか、なかなか財源確保が難しい状況にありますので、その辺のことは今、現段階としては考えておりません。それから、先ほど市民部長がお話したとおり、当初、仮にそのような予算措置をしたとしても、それを超えた医療費がかかりますと、どうしてもまた繰り上げ充用という手続が生じてまいりますので、予測を含めてということに結果的になりますので、なかなか難しいものと考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 100 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 100 号の質疑を終わります。

次に、議案第 101 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 101 号の質疑を終わります。
昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 59 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 102 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 353 ページです。歳入の分担金及び負担金についてお伺いしたいと思います。

調定額が 2,668 万 5,000 円に対して、収入未済額が 974 万 8,000 円と、率にしますと 36.5%となっております。滞納繰越金が 897 万 5,000 円に対して、収入未済額が 91.9%となっております。18 年度は滞納繰越分の収入済みが 27%でした。19 年度は 8.1%となっており、滞納が固定化しているのか、状況について伺います。

二つ目は、下水道事業債についてであります。19 年度末、私の計算では、110 億 3,087 万 5,000 円というふうに計算してみましたが、2.4%の伸び率となっております。総合発展計画では、水洗化率を 23 年度、76%を目標としています。それで、23 年度までの下水道事業債の起債額と償還額の推計された額について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから、19 年度公共下水道の決算認定についての分担金及び負担金等についてお答えしたいと思います。

まさに御指摘のとおり、若干というか、負担金等については年々増加というか、滞っている現状でございます。その主な理由と思われるのが、エリア的には整備はされているんですけども、水洗化の工事をまだやっていない、あるいは、受益者負担金も中には分割の納付ということで、1 年 4 回の 5 年間の 20 回払いということで、1 回当たり 5,500 円ですか、その分割納付されている方もおります。その滞納の中には、今、固定化というお話ありましたけれども、結構分納されている方でも納付が滞っているという現状であります。数字的には、18 年度の滞納繰越が 139 人だったんですけども、19 年度は 152 人ということで、ちょっと残念なんですけれども、増加している現状というところですね。当然今後の対策としては、各家々を訪問するというようなことで、徴収をぜひ実施したいというふうに考えておりますので、何とか努めてまいりたいと思います。

2 番目の下水道事業債、23 年度までの設計ということなんですけれども、一応 20 年度は今年度予算ありますけれども、23 年度までの分という形でまとめて数字を報告します。いいですか、それで。

4カ年分ということになります。23年度の推計としては、起債額のほうが26億990万円、償還額15億1,520万7,000円ということで、差し引きを立てていただければわかるかと思えますけれども、単純に10億9,000万円程度の年度末の残高がふえるというような、今のところ、推計でございます。どうしても建設中の年度途上というようなことでございますので、増加するのはやむを得ない事情ですということをおくみ取りいただきたいと思えます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 二つ目の事業債についてですが、いずれにしても、終了までの間は事業債が伸びていくだろうというふうに考えるんじゃないでしょうか。そうした場合、やっぱり水洗化率を23年度までに76%というふうに計算していますね。その場合の公共下水道の使用料というんですか、こういうものの伸びを計算した場合のこの償還という形がどうなっていくのか、それについてもシミュレーションをつくっていると思うんですが、その内容、もしあれでしたら、ちょっとお伺いできますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 今の整備率というか加入率のほうは、23年度で76という数字なんですけれども、今、現状で約74%という整備率になっております。

それと、今、使用料とのシミュレーション云々ということなんですけれども、残念ながら、私、ちょっと持ち合わせていませんので、御容赦願いたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 整備率は74%と、計画に対して、というふうにしていいんですが、整備率じゃなくて、いわゆる……

【建設部長（佐々木秀明君）「加入でしょうか」と呼ぶ】

16番（竹内賢君） うん。加入率がそれに付随してきちんとやられているかと。それがやっぱりこの公共下水道の将来性をやっぱり左右すると思えますので。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 今、間違ってお答えしましたが、整備戸数に対する水洗化率ということで、今、現状、74%というふうになっております。

【16番（竹内賢君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第102号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案第103号平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案第104号平成19年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 事業報告書の総括事項で、家庭用が76戸減、いわゆる1.33%の減で、それに対して販売量が5.0%減とありました。このことをどのように分析し、生かすかということ考えた場合、他燃料との競合、あるいはオール電化住宅の普及のためだけでいいのかと。断熱住宅への改造がふえています。市民も、暑さも寒さも我慢する、いわゆる省エネを意識する家庭もふえていると思います。優位性を最大限発揮し、需要開拓を図ると言っていますが、やっぱりもっと分析をして、事業の将来性を考えた場合に、市民が熱源に対してどういう考え方を持って実生活をやっているか、そういうところを聞くとか、あるいは察知をするとか、そういうふうにしていくことを公営企業として考える必要がないかということで、お伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） それでは、お答えいたします。

都市ガス事業では、保安の確保を前提に、お客様の快適な暮らしとビジネスの発展、環境保全への貢献につながる天然ガスの普及に日々努めているところであります。しかしながら、現状を考えますと、住宅の新築、リフォームにおける選択肢は、基本的に省エネ構造住宅、耐震性にすぐれた住宅、それから調理・給湯・暖房等をセットに売り込みをしているオール電化住宅、これらの普及が現在の主流となっており、暖房においても、家じゅうどこでも手軽に安全で使いやすい灯油製品に押され、年々家庭用分野ではガス離れによる減少が続いております。

住宅の選択は、その人の人生、ライフワークの重要な部分であり、使用機器類の選択にしても、経済性にすぐれ、快適・便利さを追求するのは人の常であります。ただ、そこで何か都市ガスとしての存在感を訴えるものはないのか、私ども、日々模索をしているところであります。局としても、ただ手をこまねいて見ているだけではありません。2年ぐらい前になりますが、ある建設業者に、電力業界のオール電化住宅に対抗し、オール都市ガス住宅のモデルハウスを建てませんかという話を持ちかけたこともあります。そのときは、大変いい感触でございましたけれども、まだ現在、実現には至っておりません。

従来から、大工さん初め建設関係者、不動産業者に訪問、チラシ、また、ダイレクトメール等により都市ガスの優位性をPRするとともに、毎年、ガス展等を開催し、その都度、市民にもPRしておるのですが、なかなか歯どめのかからない現況となっているものであります。

都市ガス業界における近年の技術革新等を見ますと、家庭用ガスエンジン、コージェネレーションシステム、通称ECO W I L L（エコウィル）によるマイホーム発電、ミストサウナを用いたマイホームエステ、ガス火でどんな料理もできるマイホームクッキングなど、お客様の立場に立ったエネルギーの利用提案もさまざまなものが出てきており、技術的にも大変目を見張るものがあります。また、家庭での燃料電池利用も研究されているようでありますので、将来的にはさらに熱と電力を最大限に効率よく利用できる日も近いのではないかと考えられます。これらがまだまだお客様には浸透していないところもありますので、ガスによる、環境に優しく、経済的で快適、便利、安全な暮らしを実現できる商品の一層の普及と利用促進に取り組んでいかなければならないと考えております。

家庭用料金についても、ドコモなどの選べる携帯料金、メニューなどに倣い、さまざまな選択約

款による特約料金を設定し、お客様のニーズに合った選べる料金システムを構築したいと今思っているところでございます。また、他の民間ガス事業者では、お客様の満足度をはかるためにアンケート調査も実施しているところであるようですので、それらも検討し、お客様にさらに満足していただけるよう、お客様の声に基づく業務改善を推進し、サービスの水準の一層の向上に努めてまいりたいと思います。これからは、他のエネルギーと共存を考え、電気のよいところ、ガスのよいところを別々に考えるのではなく、それぞれのエネルギーの使い勝手のいいところをさらに伸ばすとともに、双方のよいところを取り入れた複合エネルギーとしての利活用を提案していきたいと考えております。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 104 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 104 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 105 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 105 号の質疑を終わります。

次に、議案第 106 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）の質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 15 ページに公共資産台帳データ整備委託料 1,600 万円、17 ページに年金特別徴収システム改修委託料 2,400 万円が計上されておりますが、この二つについて業者選定はどのようにするおつもりなのか、伺いたいと思います。

それと、紙ベースから CD になるかと思うんですが、その際にデータを業者に渡す際に、秘密の部分が当然あるわけで、漏洩防止策はどういうふうになっているのかということであります。

それと、17 ページ、申告ライセンス導入委託料、額は少ないんですけども、この申告ライセンスというのはどういうことなのか、言葉の意味を教えてください。

39 ページの図書館費に事務機器等リース料 79 万 1,000 円あります。説明によりますと、新システムのためということですが、その新システムということはどういうことを指しているのか。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そうすれば、15 ページ、17 ページの委託料についてお答えします。

順不同になりますけれども、最初に、年金特別徴収システム改修委託料のほうから御説明したいと思います。この業務の業者選定については、現在、税業務などの市の機関システムは株式会社日立情報システムズのシステムを採用して、市の行政全般にわたる各業務を横断的に連結し効率的に運用しているところでございます。したがって、今回の年金特別徴収に関する業務についても同様、現在のシステムを改修・改良して、これまでの税業務と連携・合致したものを構築する必要があります。よって、株式会社日立情報システムズとの随意契約と考えております。その契約に当たっては、にかほ市と違う機関システムを採用しておる自治体や、人口規模等が同様な自治体の契

約状況等を把握し、さらに比較検討を行い、適正な価格を定め、契約したいと考えております。

税情報の外部漏洩防止策についてでございますけれども、にかほ市には、にかほ市個人情報保護条例第 12 条の個人情報の適正管理及び第 13 条の委託に伴う措置や、にかほ市電子計算組織による処理するデータの保護に関する規則などがあり、それに基づき厳重な管理のもとで個人情報が外部へ漏洩しないよう図ってまいりたいと考えております。また、業務委託に関する委託契約書には、個人情報の秘密保持、再委託の禁止、適正管理など条項を設け、絶対に個人情報が外部に漏れることがないように、その対策を図っているところでございます。

次に、公共資産台帳データ整備委託料について御説明します。業者選定については、一つとして、公開系制度に精通していること、二つとして、貸借対照表の主要な部分を占める固定資産データのシステム化において効率的利便性が図られること、三つ目として、同様の業務実績があること、四つ目として、情報漏洩体制が十分とられていること、あわせて経済性、つまり委託費用などを考慮し、総合的に判断してこれから業者選定を行いたいと考えております。外部漏洩防止策については、先ほど申し上げました年金特別徴収システムと同様な対応をとることとしております。

次に、同じく 17 ページの申告ライセンス導入、語句の説明でございますけれども、申告ライセンスとは、所得税の確定申告、住民税の申告を受ける際に使用するソフトのことでございます。パソコン 1 台当たり到一个のソフトが必要となっております。今回は新たに 2 台分を導入するためのものがございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 10 款関係についての答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、事務機器リース等についての内容を御説明申し上げます。

今回導入を計画している図書館管理システムの特徴でございますけれども、これまでと違った利用者向けの新しいサービス機能が導入されます。まず、関連資料の検索システムでございますけれども、図書館のほうにいらしたときがあるとすればおわかりかと思いますが、カウンターに図書類の検索ができるモニターを置いておまして、そのディスプレイにタッチすることによりまして資料の検索ができるように今までもなっておりました。今回の導入を計画しているものは、子供から高齢者まで簡単に自分が探している本にたどり着くことができるシステムの導入を考えております。これまで検索の画面は、子供向け画面、それから大人向けの画面、二つの画面があったわけなんですけれども、例えば子供の画面で指タッチして子供が自分の読みたい本を探す場合には、本の名前等出てくるわけなんです、今までは大人向けの本も子供向けの本も一緒に画面に表示されたわけなんですけれども、今回導入を計画しているのは、子供向け画面の場合は子供だけの図書館にある本の資料が画面で確認できるようになっております。大人画面は大人だけの、大人向けの資料等が一覧で出てきます。それから、本の題名とそれから作家で入力して本がどこにあるかというようなことで探しておりましたけれども、今回はそのほかにもどういう本、お薦めの本とか、新しい本とか、それからジャンルごと、そういうような画面より探す検索ができるようになっております。

それから、自宅にいながら多くの図書館サービスを楽しむということございまして、今でも自宅からインターネットを通じまして検索できるようになっておりますけれども、最初のメイン画面が簡単にといいですか、いろいろなジャンルに分かれていまして、簡単に利用することができ

るようになっておりまして、蔵書の検索、予約、新着資料の検索は今までできました。そのほかには、今度分類の参照検索とか、テーマ別の検索、それから雑誌のジャンルの検索、貸し出しランキングとか、予約ランキング、どの程度読まれているとか、好評だとかという、そういう人気のある本で探すこともできるというふうになっておりますし、それから図書館からのいろんな情報がこの画面によって見る、知ることができるようになっております。

そういうことで、いろいろな図書館の、これまで以上にサービスができるような形のシステムになっておりますが、将来的には市内の小・中学校図書館とリンクいたしまして、地域の蔵書を有効活用にできるようになりますし、また、ＩＣタグといいまして数ミリ角の紙の切れ端みたいなものなんです、そういうものを導入した場合、複数の本を一括処理ができると。今までは返却した本を１冊１冊しか処理できなかったわけなんです、何冊も重ねて一括に処理できるような機能も持っておりますし、それから蔵書点検、これも書架に入っているもの１冊１冊やっていたものを、それも一括した形で処理できるということで、そういうふうな迅速化が図られます。

また、利用者の自動貸出機を導入した場合、それもそのＩＣタグを導入した場合にそういうものも利用できるようになりますし、そういう面では人件費の削減にもつながるかもしれませんが、このようなサービスは、図書館整備計画のもとに今後実施計画に基づいて導入していきたいと思っておりますが、そういうような内容になっております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 日立情報システムズの今までそこいろいろなシステムを組んでいるから今回も随意でやるよということなんです、特殊な会社であることには間違いはないんですが、最近この手のソフト会社は、いろいろベンチャー企業も含めて、昔と違って相当出てきていると思うんですが、必ずしも従来と契約をしてきたところでないとか全くだめだという必然性はないのではないのかという気がするんです。互換性は当然あるのではないのかというふうな気がするんですが、その点。結局、随意であれば、値段が全く、早い話、会社の言うがままというふうにもとられかねない。要するに、相当職員の中で精通している人が、ソフトに関して精通している人がいれば別ですが、そういう心配があるんで、その辺の心配はないのかということです。ほかのそういったソフト会社に値段をとるというふうなことはしなくていいのかどうか、これが第１点です。

それから、図書館の今の新システムですと、将来は学校のとありますが、現在はあくまでも管内だけのタッチパネルの変更ということなようですけども、県立図書館への直接的なタッチパネルにはつながらないのかということと、蔵書はそんなには多くないですよ。何人がいますので、この本どこにあるかと聞けば、職員なり臨時の方が案内できる程度の冊数だと私はいつも見ているんですが、あえてこういうシステムを変えなきゃいけないのかどうか、ちょっとわからないんですが、その２点について。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 御指摘のとおり、日立情報との随契となれば、その日立情報のその随契の見積もり額の言い値になるのではないのかという御指摘もあります。また、それ以外の業者が入ることができないのかということの御指摘もありました。

二つ目の他の業者が参入できないのかということでございますけれども、絶対参入できないということではございません。ただし、今現在、日立情報でさまざまなシステムを構築しておりますので、その部分も含めて今回のシステムを導入することになれば改修することになりますので、必然と高いものになることは間違いのないわけでありまして。仮に見積もりを徴収したにしても高いものになるということになります。業者のその言いなりにならないのかということについては、先ほども申し上げましたとおり、他の機関システムを採用している、日立以外の機関システムを採用している業者ではどのぐらいの見積もりでこの程度のシステム改修を行うのかということも当然参考にするために、他の自治体の情報も得るといことです。あわせて、同規模の自治体でのその今回のシステム導入にかかる経費も当然参考にしますし、日立情報システムズのシステムを採用している他の自治体もあります。その辺の自治体の契約状況も当然把握しまして、決してその業者が出された見積もりどおり、その言いなりになるということにはしてはならないと思っておりますし、その点については我々も一生懸命勉強しながら、できるだけ経費がかからないように業者との話をしながら、これから契約に当たっていききたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 県立図書館とのお話が出ましたけれども、現在でも県立図書館、県内の公立図書館、それから全国の公的図書館とはリンクできて本の検索ができるようになっております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 前段はわかりました。

今の図書システムですが、それはもちろんリンクしているのはわかります。ただ、今のシステム導入でもって直接、閲覧だけでなく、直接その新しい機械を入れると、要するに借り手の側のおじいちゃん、おばあちゃんでも、そのパネルを使って直接県立図書館とのそういう直接のあれはならないでしょうということなんですね。ならない、今の説明だとならないですよ。将来は学校とのリンクとかということは言いました。で、私が言いたいのは、そういうことであれば、さっき言ったように、そんな膨大な蔵書でないわけですね、あそこは。ですから、システムを導入、外部と直接つながらないのであればどうかなと。改めて新システムを導入しなければならないのかなと、そういう疑問なわけです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 今のシステム導入は、今までのシステムが老朽化したために、もう部品等もなくなっておまして、故障した場合に復旧がきかないというような状況になっているために、そして、今までの契約が切れるために、新しくこういう機器を入れてリースするというもので。それで、まだ使えるのにといいことでなくて、そろそろ危なくなってきた状況なんです。それで、この新しいシステムを使っても、おじいちゃんでもおばあちゃんでもみんな今言ったような県立図書館でも検索できますし、ただ、市内の学校の蔵書との一緒に管理が今のところできないということでございますので、将来的にはこの機器を導入した場合はできるようになるということなんです。

議長（竹内睦夫君） 次に、16番竹内賢議員。最初に、3款、8款にしてください。

16番(竹内賢君) 20ページのオストメイト設備設置工事について、当初予算ではスマイルに設置するために設備工事17万1,000円と備品購入費101万5,000円計上されました。この補正予算では金浦と象潟に ― 今回の補正予算です ― 211万4,000円になっています。現在この設備を必要としている市民がどのくらいおって、さらに今後この設備を設置する施設についてどのような考え方をしているのか伺います。

それから、二つ目は、放課後児童健全育成事業委託料について、院内学童保育が新設され、そして金浦の学童保育が土曜開設になったと。その二つの学童保育について適用なる予算ですが、この内容ですね、内訳。二つの、院内は幾ら、あるいは金浦の土曜開設は幾ら、人数がどのくらいか、こういうものについて伺います。

31ページは減額補正1,400万円についてです。当初予算では唐戸大橋について2,200万円で塩害に強い橋にするということでした。19年9月の定例会で唐戸大橋補修設計委託料として270万円計上し、質問に対して、幹線道路であり地域経済に重要な役割を持っているのでかけかえは極力避けたいという答弁をされております。今定例会での市長の施政方針でも、唐戸大橋修繕工事を計上しましたと。それから、今定例会での説明では、21年度 ― ごめんなさい。21年度以降のかけかえ工事に変更すると、私は受け取ったわけですがけれども、19年の補修設計委託の結果と当初予算に計上した2,200万円の補修工事計画について、どういう経過の中で変更されたのか、この点について伺います。

というのは、簡単に言いますと、補修のための設計委託料270万円つくったわけですが、今回は補修の当初予算。ところが、その補修の予算を減額して、そして21年度以降のかけかえもあり得るといったような内容、ここの経過について説明を受けたいと、こういうことです。

工事請負費、説明では各地区から要望に対応するためとのことですが、現在、要望が上がっている状況と、今回の予算で対応できる箇所数、こういう内容について伺います。

議長(竹内睦夫君) 最初に答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長(笹森和雄君) それではお答え申し上げます。

20ページの件ですがけれども、現在、市には約50人の直腸、あるいは膀胱等の機能障害による障害者手帳の交付を受けている方がおります。これは年々増加傾向にあるようであります。少なくともこの方たちの半数はストーマ用装具を装着いたしまして外出しているものと思われませんが、外出先では大変不便を感じているものと思われれます。ストーマとは、人工肛門、あるいは人工膀胱のことでございます。また、この設備は、汚物流しと給湯設備などが組み込まれておりまして、パウチや腹部 ― パウチとはストーマから便や尿を受け取る袋のことでございます。それら、あるいは衣類などを洗う機能を備えておりますので、オストメイトに限らず、乳幼児を持つ母親や失禁した高齢者なども利用できるものであります。

今後設置する施設につきましては、現在のところ具体的な計画はございませんが、新たに建設されるか、あるいは大規模改修等が行われるような不特定多数の人が集まる施設などの障害者用トイレには、市の障害者福祉計画、あるいはバリアフリー化の取り組みとして、また、人にやさしいまちづくりの取り組みもありますので、当初計画の段階で整備していくべきものと考えております。

次に、22 ページ関係でございます。初めに、院内学童保育クラブの現状についてであります。以前は平沢、院内、小出の小学区の学童保育は仁賀保学童保育クラブとして、学校法人仁賀保幼稚園に委託して、場所は仁賀保幼稚園の夢ハウスというところで実施しておりました。仁賀保学童保育クラブでは、本年度の申し込みを取ったところ、83 名の申し込みがありました。毎日利用する子供は 13 名から 31 名となりまして、ピーク時には 50 名と見込まれるために、夢ハウスでの学童保育には無理があると判断いたしまして、院内小学校と小出小学校の小学区を院内学童保育クラブとして独立して実施することとしたものであります。年度当初には院内集落の格段の御理解によりまして院内会館を一時お借りしてのスタートとなりましたが、6 月議会の補正でお願いいたしました旧院内駐在所の改修工事も 7 月の 24 日に終了いたしまして、夏休み前に移転しております。スタッフは学校法人で雇用している指導員 8 名で、ローテーションを組みまして、常時 2 名体制でお世話をしているところであります。登録人数は 39 名、1 日当たり 10 名から 12 名の子供たちが利用しております。

一方、金浦の学童保育クラブたんぼぼサークルは、金浦の勤労青少年ホームで実施しております。スタッフは指導員 4 名でローテーションを組みまして、常時 2 名体制でお世話をしております。登録人数は 39 名おりまして、1 日当たり 11 名前後の子供たちが利用しております。たんぼぼサークルにつきましては、昨年度まで実施できなかった土曜日の開設を、保護者の皆さんのニーズにこたえるために今年度から実施しております。利用料は、平日 200 円、土曜日及び長期休みの場合は 350 円をいただいているようであります。

3 款 2 項 3 目 13 節の補正額の 560 万 9,000 円の内訳であります。院内の学童保育クラブの新設のために 506 万 7,000 円、金浦学童保育たんぼぼサークルの土曜日開設のための委託料として 54 万 2,000 円を計上しておるところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、8 款関係についての答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、続いて 31 ページの唐戸大橋の減額補正というものについてお答えいたします。

補修計画した唐戸大橋は、昭和 56 年完成しまして、27 年ばかり経過しております。通常これらの橋の耐用年数というのは 100 年と言われておりましたけれども、海岸部で高潮などの影響を直接受けているというようなことで、本当に目視でも劣化が進んでいるということが確認されたために、補修計画を行ったものでございます。また、当初予算編成は、例年 12 月ころに行うということで、平成 13 年度に橋梁コンサルタントのほうから提案をいただいている既存の補修工法をその予算の際に選定しまして、なおかつ工事実施が完璧なものになるよう期待して、19 年度の補修のための設計業務も並行して発注し、工事費として 2,200 万円の予算を計上したものでございます。

当初の補修工法の概要としては、塩害損傷部の鉄筋等の防護、はつっての防護というようなもの、また、橋全体の表面をそういう塩害等から守るというようなことでの防水処理の上、保護塗装すること。また、当然、車道全体というか、表面のアスファルトの全面補修、あと工事のためのつり足場等の設置というもので積算というか、想定したものでございました。委託したコンサルタントのほうでは、当然、目視のできない部分等、詳細にわたって調査されたその結果、平成 13 年度の調査

時点より、もう劣化がはるかに進行しまして、断面の補修必要箇所が想定の20倍以上にも増大しているというようなことで、補修工事費用が約1億2,500万円程度かかりますよというような報告を受けました。このことは、もう上部工のかけかえの工事を行うに大差がないほどの工事費でありまして、それほど劣化が進んでいるというものでございます。

それで、今回の予算内でその部分補修をしても、いずれその他の劣化の進行はとめられないというようなことで、せっかくの予算措置をいただいたわけなんですけれども、今年度は補修は行わず、次年度以降のかけかえによる長寿命化計画に変更すると今回判断したものでございます。

それで、今後計画する事業というのは、昨年度、平成19年度に新設されまして、平成25年度までの時限措置のもので、長寿命修繕計画策定事業というものでございます。当然、補助事業というものなんですけれども、県内では秋田県、県のほうと、あと市のほうでは湯沢市、鹿角市で計画、あるいは実施中というふうに聞いております。

続いて、32ページの排水路整備工事費の850万円の補正についてです。地区要望として、うちのほうの建設部建設課のほうに寄せられました件数は115件。そのうち、排水路、側溝の整備に関する要望が50件ありまして、当初予算の1,000万円では6件の工事を行っております。今回の補正につきましても6件の要望についての対応予算ということでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 絞りますが、唐戸大橋のかけかえというか、減額補正についてですが、なぜお聞きしますかという、やっぱり去年の7月の定例会でのやりとりというか、これと関連があるわけですよ。去年の議事録を見ますと、今回270万円に対してはかけかえを前提とする業務委託ではないという形になっていたわけですね。そういういわゆる設計というか、委託をしたと。平成13年度に設計コンサルタントの提言というか、そういう話、これもやっぱりあったわけですね。これ、正式に例えば業務委託とか、そういう形では私の記憶ではなかったろうと。いわゆる積極的に設計コンサルタントのほうから、こういう内容についてということで提言あったと。私の理解ではそうなんです。したがって、今回、かけかえでなくて補修の修繕の2,200万円を出したと。その前提になるのは270万円の設計委託ですね。そして、今、検討した結果はやっぱり1億2,500万円ですか、ぐらいかかって、かけかえと同じようになったという話。それから、前段にあるいわゆる目視でも劣化がひどいという状態が、皆さんもちゃんと理解をされている内容をこういうふうにして出てきたことについて、少しばかりやっぱり、何だろうなという気持ちあるわけですよ。平成13年度から20倍も劣化が激しいという言い方をされているわけですから、これまでの期間の唐戸大橋に対する建設課、建設部ですか — のいわゆるかわりというか、こういうものについてどうなんだろうかと、そこをやっぱり伺いたいわけですよ。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 去年の設計業務というのも、間違いなく補修ということで発注はされました。それで、当然、設計では当然目視で、要するに目で見えない部分、レントゲンをかけたり、何かいろいろ露出した調査やいろいろやったというふうに聞いております。その結果、今言ったように、どうしても修繕するにも、要するにかけかえするような修繕というような結果という

か、報告書がまとまりまして、いずれその2,200万円という事業、今回せっかくの予算で、幾らかでも本当はできるものであれば実施したいということであったんですけども、そのせっかくの2,200万円、もし、このままいくと来年以降また修繕云々という形で手戻りにもなるというようなおそれも大変あるものですから、今回本当にせっかくの予算なんですけれども、断念せざるを得ないというような結果になったものでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 去年の9月の定例会の際に、こういう答弁もされているんですよ。「調査結果により、かけかえが必要となった場合は」というふうにして私の提案に対してしゃべっているわけですね。というのは、すると調査結果では、調査結果270万円でいわゆる、というか、調査結果というのは、かけかえというものは出ないで、あくまでも修繕と、そういう内容で出たんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） あくまでも補修するにしてもかけかえするほどの補修が必要というか、その経費的には変わらないというようなことで、何といえいいですか、そのものは、その上部工自体、その損傷がそれだけ激しいということなので、新設、かけかえするほどの補修になりますというようなものです。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後1時52分 休 憩

午後1時52分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

続きまして、16番竹内賢議員、10款関係について。

16番（竹内賢君） 37ページです。消費者物価が2.4%も上がっています。学校給食について、質と量に関連して、現在の学校給食費についてどういう対処がされているのか。かなり苦労しているんでしょうか。

それから、象潟公民館の修繕料についてです。2階のエアコン修理ということですが、修繕するエアコン設置場所。ホールについては、大ホールについては数年前に2台ですか、最初は1台の予算が出て、後でもう1台しなければならぬと、2台新しく新設した記憶がありますので、どこの場所なのか。

それから、図書館については先ほど佐々木正己議員が聞いていますから、私はそれを別の形で、いわゆる整備計画にのっとってやっていくんだと、これは了承しました。学校との連携もわかりました。ほかの2室、まだ地域館になっていませんから、2室との連携というか、そういうものがこのシステム公開になった場合はどうなるのか伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、学校給食についてでございます。学校給食の原材料購入に

つきましては、野菜とか生肉、米、みそ、しょうゆ等につきましては地元の農家や商店、農協から仕入れておまして、そのほかの調味料とか魚、冷凍食品につきましては学校給食会、秋田科学物産などの学校給食を専門に扱っている業者から仕入れております。その仕入れにつきましても、昨今の物価高騰に対応するために大量に仕入れする場合は見積もりを取りまして、できるだけ安く納入してくれる業者から仕入れをするということにしておりますし、地元の野菜を直接農家から購入しているために安く購入をしております。肉類につきましても地元業者からの購入でございますが、手づくりの調理をするということで、できている既製品よりも安く仕入れるといたしますが、できるようにしております。そういうことで、栄養士はそういう栄養価を満たしながら、安い値段で子供に喜ばれる献立作成に努めておまして、物価高騰の中でも給食の量・質は保つように努力しております。

しかし、このような施策もそろそろ限界が来ておまして、仁賀保地域の各小学校におきましては、今年度から10円ほど値上げしております。仁賀保地区の小・中学校は自校方式でございますが、どうしても原材料、仕入れの量が少ないものですから、単価がちょっと上がってしまうところがございます。それから、金浦、象潟調理場におきましては、今年度は19年度と同額に据え置いてはおりますけれども、このままの物価上昇を考えた場合は、来年度からの値上げを検討せざるを得ないかなというような状況でございます。

それから、象潟公民館の修繕でございますけれども、現在、象潟公民館の2階ホールには冷暖房機を5台設置しております。今回修繕の補正をお願いしているエアコンですが、ホールに入ってステージを見て一番右側のエアコンで、これは平成3年にホールの増設のときに設置したものでございます。現在5台のうち4台については竹内議員おっしゃいましたように取りかえをしております。最近では平成16年度で2台を更新しております。したがって、残された先ほどの1台を今回の補正で、これは機器を取りかえるのではなくて、エアコン内部のコンプレッサーを取りかえてフロンガスの補充をするというものでございます。

それから、図書館費でございます。先ほどの佐々木議員のほうにもお答えいたしましたけれども、今回システムを入れかえるわけなんですけど、現在のシステムが5年を経過いたしましたで大変古くなっております。そして保守契約も切れるという状況でございます。現在、先ほどの検索システムですが、既に故障しまして、現在設置しておりません。部品ももうないということでございまして、そういう状況でありまして、今回新しいシステムを導入するわけでございますけれども、整備計画にもありますけれども、将来的にはいろんな面で発展する、そういうシステムにしていくことができます。ですから、23年度実施計画にありますけれども、市内小中学校、図書館とのシステム統合とか、その計画にあるいろいろな新サービスにも対応できるシステムでございますので、一応この図書館整備計画の一環としてとらえていただいて結構だと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第106号についての質疑、4番池田好隆議員。初めに、1款、3款の健康福祉部に関するところまでにしてください。

4番（池田好隆君） それでは質問します。15ページの総務費、17ページの総務費、財産管理の関係、それから税務総務費の関係、これは先ほど同僚議員の質問があつて答弁がありましたので質

問を割愛いたします。

20 ページ、民生費の老人福祉費の 8 節の報償費 20 万円措置されてございます。説明によりますと、高齢者のボランティアチーム、30 チームあるというふうな説明がありましたが、この 30 チーム、こういった組織なのか、その内容をお伺いいたします。

それから、同じく 23 ページ、生活保護費の関係でございまして、23 節に 728 万 3,000 円措置されてございます。これ、生活保護費の關係の精算に伴う国庫負担金の返還金という説明でございましたが、非常に額が多いなという感じがしますので、若干その内容をお尋ねするものであります。

以上 2 点お願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それではお答え申し上げます。

高齢者等除排雪支援チームの組織について御説明いたします。この組織は平成 17 年暮れからの豪雪をきっかけにいたしまして、ボランティアとしての支援活動をお願いしたいということから発足いただいているものであります。発足は自治会の事情によって異なっているようではありますが、自治会役員、それから消防団員、民生児童委員、福祉委員、その他地域で活動可能な方々で構成されているようでございます。具体的な任務といたしましては、積雪量が多い場合、ひとり暮らしの高齢者等の状況を確認していただきまして、生活に支障を来すおそれがある場合、自宅玄関から道路までの除雪活動を行っているものであります。市といたしましても、冬期間の見守り活動もしていただけるということで、高齢者対策の一環としても大変ありがたく、また力強く思っているところでございます。

次に、生活保護費の關係でございまして。生活保護費負担金は市が生活に困窮している人に対しまして最低限の生活を保障するため、その困窮の程度に応じまして必要な保護を行う場合にその費用の一部を国が負担しているものであります。この負担金の交付額は被保護者世帯の構成員の数、それから年齢等別に応じまして算定される生活費の額から被保護世帯における就労収入、あるいは年金受給額等をもとに収入として認定される額を控除して決定された保護費の額の合計額などにより算出された国庫負担対象事業費に国庫負担率の 4 分の 3 を乗じて得た額となっております。19 年度予算編成に当たりましては、18 年度実績に約 11% の増を見込んだ 2 億 6,568 万 8,000 円としまして、最終の第 4 四半期にはそれまでの実績を踏まえまして見直しを行い、3 月に 1,000 万円の減額補正を行いました。しかし、生活保護の実施に当たっては、新規開始、あるいは廃止による被保護世帯、被保護対象者の変動があるほか、被保護者の入院、あるいは退院などといった生活上の変化によりまして扶助費が大きく変わってくるものでございます。特に 19 年度におきましては、新規保護世帯による医療扶助の伸びが大変著しく、対前年度比 19.8% 増となったところであります。

このようなことから、突発的な状況にも対応できるように所要額を見込んでいたものであります。また、生活保護費負担金は、毎月見込み所要額が入金となりまして、翌年 6 月に実績を報告して精算となるものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） それでは 2 点ばかり再質問させていただきます。

民生費の老人福祉費、高齢者のボランティアチームですが、ボランティアというのはわかるのですが、これは自治会中心なのか、あるいは相当地域的に離れた人方がチームとして組んでいると、こういう内容なのか、その辺をお聞きしたいと。いろいろ離れていますと、突発的に来た場合に、なかなかそこに駆けつけるとか、それから連絡網、そういうものも大変かなというふうに感じたものですから、その辺ちょっと再度お伺いしたいと思います。

それから、23 ページの生活保護費ですが、これは何世帯分について対象になったとかということではなくて、全体的な数字、精算の結果こうなったよと、そういうふうな理解でいいんでしょうか。

以上2点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） この高齢者除排雪等の支援チームは、自治会を中心としてお願いしてございます。19年度は30集落ですか、30チームが結成されているところであります。また、地域によってはこの制度を活用しないで自治会独自でボランティア組織を組織しまして除雪の活動に貢献しているところもあるようでございます。

連絡網が大変でないかということでもあります。豪雪時には福祉委員、あるいは民生委員の方も見回りますので、大変なところはそのような方々から市のほうに、私どものほうに連絡が来ますので、そうした場合、うちのほうからボランティアのほうにお願いすると、そういう形になっております。

生活保護費については、池田議員おっしゃるとおりでございます。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員、次に、市民部及び教育委員会関係に関する質疑。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） それでは、さらに2点お伺いいたします。

25ページの4款衛生費でございます。清掃総務費の19節負担金補助及び交付金に10万円措置がございます。これは生ごみ処理機に対する助成でございますけれども、相当前から進めている事業ですが、実績としてどのくらいあるのかと。それから、この助成制度についての成果、これをどういうとらえ方をしているのかな、その点をお伺いいたします。

それから、43ページ、10款の教育費でございます。象潟給食センターの関係でございます。7節の賃金に396万3,000円措置されてございます。その前段に金浦の関係もちょっとあるようですが、象潟の関係を見ますと、職員の数が、職員の関係の人件費が減少されて賃金と。一方、金浦の場合はちょっと違うような形なようですが、特に象潟の給食センターについてお伺いいたします。以前も一般質問が何かで出たように記憶しているんですが、職員の形態がいろいろあるというふうな理解をしているんですが、この象潟給食センターについて、職員の雇用形態、これがどうなっているでしょうか。例えば、職員何人、その他、臨時的な要員何人と、こういうふうなことをお伺いしたいと思います。それから、金浦センターとこの雇用の関係で特に大きな違いがあるかどうか。

以上2点お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

25ページ、生ごみ処理機器設置事業助成金の実績と成果についてでございます。実績といたしま

しては、18年度からしか持ってきておりませんので、その前の部分はもし必要であれば後でお答えいたします。18年度は、電気式が8台、コンポストが13台、合計21台の設置で、助成額は18万3,000円となっております。19年度は、電気式が6台、コンポストが9台、合計15台の設置で、助成額は14万7,000円。20年度は、8月末現在で、電気式が6台、コンポストが4台、計10台の設置で、助成額は11万5,000円となっております。今回の補正でさらに電気式4台、コンポスト4台の助成を見込んだものでございます。

成果といたしましては、生ごみの減量化を図ることで焼却や埋め立てによる環境への影響を減らすことができることと、限りある資源を有効に繰り返し使うという循環型社会をつくるという観点から大きな役割を果たしているものと考えております。地球温暖化防止のために個人として取り組んでいただけるものの一つとして、今後とも市民の皆様にご推奨してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、給食関係の御質問にお答えいたしますが、今年度、学校関係の調理員、それから校務員を含めまして、臨時の職員の人事異動を行いました。その関係で、象潟調理場の非常勤という職務の職員2人が金浦調理場へ配属しまして、金浦調理場から臨時職員2名が象潟調理場へ移っております。そして、象潟調理場の非常勤職員1名が上郷小学校の校務員として、それから上浜小学校の校務員1名が象潟調理場へ臨時職員として移っております。その結果、象潟調理場は非常勤職員が2名、臨時職員が7名の計9名で、金浦の調理場は非常勤職員2名、臨時職員3名の計5名となりました。正職員はどちらにもおりませんが、その結果、象潟調理場の臨時職員が4人から7人に増加したために、その臨時雇用賃金3名分、396万3,000円を補正したものでございまして、金浦の調理場の臨時職員が2名減少したということで、2名分の273万9,000円を減額補正しておりますが、学校の給食の調理員の構成ですが、学校によっては正職員という形で配置されているところと、それから非常勤職員という立場で配置されているところと、先ほど言いました臨時職員というところがありまして、現在、金浦の学校給食調理場には非常勤職員が2名、それから臨時職員が3名です。それから象潟の学校給食調理場には非常勤職員が2名と臨時職員が7名で現在給食業務を担当しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 再質問いたします。

この生ごみ処理機の関係ですが、18年、19年、それから20年度の途中、取り扱っている件数が少し少ないなという感じがします。実は私自身もまだこの処理機、こういったものはつけてなくて、燃えるごみと一緒に捨てているんですが、非常に量が多くなるんです。市民として協力できる部分というふうな答弁ありましたが、全くそのとおりでございますが、いいものだとすればどうして進んでいかないのかなど。これは私も含めて大変恐縮な質問なんですが、例えばそのコンポストに入れて、例えば周辺に与えるにいいのか関係とか、それから畑に使うとかというふうなこともあるんだと思いますけれども、もうちょっと進んでいくようなPRといいますか、何かそういうものの必要がないのかどうか、その点をお伺いします。

それから、給食センターの関係ですが、象潟に関しては非常勤職員が2名、臨時が7人、こういうことですが、臨時の一番長い方で何年くらいなのか、ちょっとお尋ねしたいと。それから、非常勤職員でも臨時職員でも仕事は全く同じ仕事ということだと思いますが、その面で働いている人方に何か待遇面の違いと申しますか、そういうことで、まあ苦情ということではないでしょうが、内部でそういったいざこざと申しますか、そういうふうな話なんかは教育委員会のほうに聞こえてきてないのかどうか。十分これでやっていければ、正職員よりも非常に人件費もかからないし、いい形ででき得るわけですが、そういった内部的なもの、特に聞こえておりませんかでしょうか、お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

生ごみ処理機器のなかなか普及が進まない原因と申しますか、この生ごみ処理機は最終的に肥料をつくるものでございます。したがって、つくった肥料を使えるような状況、例えば農家の方とかには多分コンポストなんかはかなり普及はしているのですが、町部と申しますか

— の方はなかなか普及が進まないというのが多分現状だろうと思います。ただ、これから家庭菜園とかの普及もだんだんふえてまいりましたので、こちら辺もPRしていけば、だんだんふえてくるのかなというぐあいに考えております。この普及につきましては、生活環境だより等で今以上に積極的にPRして普及を図ってまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 臨時職員の勤続年数につきましては、現在、資料を持ってきておりませんので、後ほど提出したいと思っております。

それから、待遇面でございますけれども、確かに臨時職員、それから正職員、それから非常勤職員にはそれぞれ違いますが、現在のところそういう面での不満と申しますか、そういうものは教育委員会には来ておりません。やはり職員になるとそれなりのやはり責任という面で重い面がございますし、職種は同じであっても責任の重さが違うかなというふうにとらえておりますが、現在そういう待遇面での不平不満等については教育委員会のほうには来ておりません。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第106号の質疑の途中ですが、ここで所用のため30分まで休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時30分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同じく議案第106号に対しての質疑を続行します。次に、20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 27ページです。6款1項3目農業振興費についてでございます。集落営農組織肥料等共同購入事業補助金、3点ばかり通告してございます。今回というよりも、この今回の

補正で補助対象の件数は何件ぐらいなのか。

それから、二つ目に、肥料価格が大変値上がりしていると聞いておりますけれども、この補助事業と肥料価格の上昇の関係はあるのかどうか。

三つ目でございます。肥料価格、この事業は当初予算から予算化されておりますけれども、肥料の価格はいつも何月ころの価格を基準にされておるのか、その点についてお知らせ願います。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、6款1項3目の農業振興費、集落営農組織肥料等共同購入事業補助金についてお答え申し上げます。

集落営農組織肥料等共同購入事業補助金につきましては、集落営農組織の経営基盤強化を図ることを目的に、土づくり肥料「大地の息吹」を除く肥料・農薬を100万円以上の共同購入費が生じた場合に助成するもので、助成単価は水稻作付面積10アール当たり500円となっております。

御質問の補助対象件数であります。今回の補正では2件を予定しております。全体では、仁賀保地区16組織、金浦地区4組織、象潟地区7組織で、19年度では25組織でありましたが、平成20年におきましては2組織が立ち上がったことにより実績見込みであります。市全体では、これで27組織の840ヘクタールの予定であります。

2の肥料価格値上がりの影響はあるのかとの御質問ですが、肥料価格については、19年に比較し20年は平均で5.1%値上がりしているとの情報があります。今後さらに先行きも見えないことから、農家、また集落営農組織にとりましては影響があるものと考えております。

3の肥料価格の基準はいつに置くのかとの御質問ですが、補助対象の要件の一つとして、肥料や農薬等の共同購入額の合計が100万円以上の組織としているもので、肥料や農薬等のおおのの価格や単価がいつの時点かということは直接関連なく、対象年度内分について、伝票等で100万円以上の購入があったことが確認できた組織に対し、水稻の作付面積に応じて10アール当たり500円を支払いしております。よって基準としては設けておりません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 20年度のこの事業はもう既に確定というか、これ以上あとその対象者もふえる、あるいは金額的に補助金がふえるということはありませんか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） これにつきましては実績見込みでありますので、この水稻作付の集落営農組織での水稻作付に変更があればこの補助金につきましても変更があると考えております。

【20番（池田甚一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 24ページの4目19節ですが、後期高齢者医療制度システム改修委託料というのがありますが、予想はちょっとつきそうな感じはしますが、今回いろいろ政府のほうで凍結もしくは負担軽減、そういうもので手直しをしておりますから、その関係だと思っておりますが、委託料のシステムの中身ですね。それと、ここに通告していませんが、もしかしてこの委託料について

は国の補助はない、入のところにないので、ないのかどうかの確認もできたらお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

3款4項4目13節の後期高齢者医療制度システム改修委託料の内容でございます。後期高齢者医療制度の特別徴収の事務を行うために、介護保険のシステムからデータを取り出しまして、後期高齢者医療制度システムに取り込んでおりますが、介護保険のシステムと後期高齢者医療制度のシステムのデータ構成が違うために、現在は取り出したデータを後期高齢者医療制度のデータ構成に合うように手作業で変換をしてから取り込みを行っているところでございます。作業の効率化と手作業による間違いをなくするためにも、介護保険システムのデータを自動的に後期高齢者医療制度システムに変換するためのシステムの構築を行うものでございます。

補助金でございますが、今回のこの改修の委託料につきましては、補助金の対象にはなっておりません。以上でございます。

【12番（村上次郎君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第106号に対する質疑ほかにございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）から議案第114号平成20年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）まで8件の質疑を行います。質疑ございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第107号から議案第114号まで8件の質疑を終わります。

次に、日程第26、一般会計決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第97号の審査のため、議長を除く23人をもって構成する一般会計決算特別委員会を設置したいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計決算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23番山田明議員。

暫時休憩します。

午後2時40分 休憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明		

.....

議会事務局職員

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
代表監査委員	佐 藤 正 行	総 務 部 長	佐 藤 好 文
市 民 部 長	齋 藤 隆 一	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	伊 藤 賢 二	建 設 部 長	佐々木 秀 明
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄
消 防 長	中 津 博 行	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
財 政 課 長	佐 藤 家 一	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	木 内 利 雄	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	齋 藤 三 枝 子

福祉事務所長 細 矢 宗 良 建設課長 齋 藤 正 司
都市整備課長 佐 藤 正 下水道課長 渡 辺 講
社会教育課長 佐 藤 知 公

.....
午後2時40分 開 会

年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は23人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計決算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計決算特別委員会委員長に23番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、15番榊原均委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には23番山田、副委員長には15番榊原均委員が決定しました。

23番、私、山田、15番榊原均委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計決算特別小委員会に改め、一般会計決算特別委員会に付託予定の議案第97号をそれぞれの一般会計決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計決算特別委員会を散会します。

午後2時43分 散 会
.....

午後 2 時 44 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 27、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 106 号の審査のため、議長を除く 23 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

暫時休憩します。

午後 2 時 45 分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明		

.....

議会事務局職員

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
代表監査委員	佐 藤 正 行	総 務 部 長	佐 藤 好 文
市 民 部 長	齋 藤 隆 一	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	伊 藤 賢 二	建 設 部 長	佐々木 秀 明
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄
消 防 長	中 津 博 行	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
財 政 課 長	佐 藤 家 一	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	木 内 利 雄	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	齋 藤 三 枝 子

福祉事務所長 細 矢 宗 良 建設課長 齋 藤 正 司
都市整備課長 佐 藤 下水道課長 渡 辺 講
社会教育課長 佐 藤 知 公

.....
午後 2 時 46 分 開 会

年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は 23 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 23 番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、9 番伊藤知委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 23 番、私、山田、副委員長には 9 番伊藤知委員が決定しました。

23 番、私、山田、9 番伊藤知委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 106 号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後 2 時 49 分 散 会
.....

午後 2 時 49 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 28、議案及び陳情・請願の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第 92 号から議案第 115 号までの 24 件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計決算特別委員会並びに一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 11 号、陳情第 12 号及び陳情第 14 号の 3 件、請願第 3 号及び請願第 4 号の 2 件は、お手元に配りました陳情文書表及び請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

なお、陳情第 13 号議員報酬引き下げを要求する陳情書は、会議規則第 132 条第 1 項ただし書きの規定により、常任委員会等に付託しないで本会議において審議します。

日程第 29、請願の紹介を議題とします。今定例会に提出された請願第 3 号社会保障関係費の 2200 億円削減方針の撤回を求める意見書採択に関する請願書及び請願第 4 号生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する請願書の 2 件の紹介を求めます。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） できるだけ簡単に申し上げたいと思いますが、昨今のテレビや新聞、あるいは皆さんも生活の実態としてセーフティーネットの仕組みがどうなっているかということはお考えになっていると思います。そういうことで、そういう中で、今、政府は、既定の事実というような形で社会保障関係費の 2,200 億円の削減方針を閣議で決めております。これが現実として私たち国民、庶民にとってどういう影響を与えるのかということとは明白な内容になっています。医療・介護・福祉など、いわゆる社会的セーフティーネット機能が著しく弱体化されている中で、あるいは働く若者が希望を持ってないような社会の中で、あるいは生活保護を受けている方が生活できないと、だんだんだんだん切り下げられてきているような状態の中で、既定の方針ということで社会保障関係費の 2,200 億円を削減するという、こういう政府の方針に対して、私はやっぱり、今、国民の目線に立って考えてみてくださいという自治体からの、あるいは議会からの申し入れをしていくことは当然のことだというふうに思います。

そういう意味から言って、この社会保障関係費の 2200 億円削減方針の撤回を求める意見書採択に対して、請願団体が連合秋田本荘地域協議会の議長、佐々木光雄氏から紹介議員を依頼をされまして、私は同感だということで紹介議員になりましたので、皆さん方からも真摯な検討をいただきまして、この請願に御賛同をいただきたいというふうに思います。

二つ目は、関連あるわけですが、4 号の請願ですが、生活費の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する請願書であります。請願団体は同じく連合秋田本荘地域協議会の議長、佐々木光雄氏であります。きょうの審査の中でも、にかほの給食の 1 食当たり 10 円の引き上げも出され

ておりますし、来年度はまた上がるだろうと。水産業界、あるいは農業団体、あるいは運輸団体、すべての皆さんが物価の高騰によって生活が成り立たないというような状況を訴えられております。このことについては皆さんのほうがかえって十分わかると思います。そういう中で、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、これは憲法の 25 条で保障されているものですが、このような景気の後退の中 — 景気の後退といっても私たち地方としては、景気が上がってきたという実感がない中での景気の後退、これはもっとみじめな形だと思えます。地方と国との格差は拡大しております。こういう中で、生活費の物価高騰に対する緊急対策を求めるということは、いろんな団体からも出されておりますけれども、私たちにかほ市の議会としても、こういう要請に対してこたえていく、そういう責任があるというふうに思いますので、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に対して、皆様方の御賛同をお願いをして、請願の紹介にかえさせていただきたいと思えます。

議長(竹内睦夫君) これでは請願第 3 号及び請願第 4 号に対する紹介議員の紹介が終わりました。以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2 時 57 分 散 会